

岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱

	平成18年4月1日付け林第 7号
一部改正	平成19年4月2日付け林第 20号
一部改正	平成19年8月1日付け林第397号
一部改正	平成19年10月12日付け林第540号
一部改正	平成19年11月1日付け林第630号
一部改正	平成20年4月1日林第 17号
一部改正	平成20年6月1日林第812号
一部改正	平成21年2月9日林第829号
一部改正	平成21年4月27日林第127号
一部改正	平成21年7月9日林第447号
一部改正	平成21年10月8日林第510号
一部改正	平成22年5月11日林第154号
一部改正	平成22年11月22日林第546号
一部改正	平成22年12月16日林第607号
一部改正	平成23年5月24日林第172号
一部改正	平成23年7月7日林第286号
一部改正	平成23年10月6日林第464号
一部改正	平成24年4月 1日林第207号
一部改正	平成24年11月22日林第577号
一部改正	平成25年3月13日林第806号
一部改正	平成25年4月1日林第115号
一部改正	平成25年5月16日林第172号
一部改正	平成25年5月24日林第232号
一部改正	平成25年12月5日林第426号
一部改正	平成26年3月19日林第576号
一部改正	平成26年4月1日林第112号
一部改正	平成27年3月19日林第523号
一部改正	平成27年4月1日林第93号
一部改正	平成28年4月1日林第116号
一部改正	平成28年10月17日林第353号
一部改正	平成29年 4月 1日林第170号
一部改正	平成30年 4月 1日林第164号
一部改正	平成31年 4月 1日林第188号
一部改正	令和元年 6月 1日林第283号
一部改正	令和2年 4月 1日林第186号
一部改正	令和2年 7月 9日林第265号
一部改正	令和2年12月25日林第602号
一部改正	令和3年 2月25日林第690号
一部改正	令和3年 3月24日林第739号
一部改正	令和3年 4月 1日林第162号
一部改正	令和3年 7月 8日林第280号
一部改正	令和3年10月 7日林第352号
一部改正	令和4年 3月16日林第684号

一部改正	令和4年	4月	1日	林第151号
一部改正	令和4年	6月	30日	林第178号
一部改正	令和5年	3月	16日	林第572号
一部改正	令和5年	4月	1日	林第75号
一部改正	令和6年	3月	13日	林第622号
一部改正	令和6年	4月	1日	林第186号
一部改正	令和6年	12月	20日	林第622号
一部改正	令和7年	4月	1日	林第193号
一部改正	令和7年	7月	10日	林第305号

(総則)

第1条 県は、森林の適正な保全並びに林業及び木材産業の振興を図るため、市町村、森林組合その他知事が適当と認めるものが行う事業のうち必要と認めるものに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額並びに補助事業者は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 地方債が充当される事業については、地方債を充当した後の市町村負担額に対し、補助金を交付する。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別表第1交付申請書の欄に特段の定めがある場合を除くほか、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、次の各号（森林整備事業（森林作業道整備事業（森林経営計画に基づいて行うものを除く。）を除く。第3項において同じ。）、森林管理路緊急整備事業、作業道防災機能

強化事業、森林作業道グレードアップ事業、未利用端材等利用拡大推進事業、白山林道管理運営支援事業及びぎふの木で家づくり支援事業にあっては、第2号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 別表第1の補助対象事業の区分に応じ、同表交付申請書の欄に掲げる書類
 - 二 収支予算書（別記第2号様式）
 - 三 補助対象事業の実施につき許可又は同意を要するものにあつては、これらを証する書類
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 森林整備事業（更新伐を除く。）、森林管理路緊急整備事業及、未利用端材等利用拡大推進事業、白山林道管理運営支援事業及びぎふの木で家づくり支援事業にあっては、事業の完了後においても、申請をすることができる。
- 4 補助事業者が補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件等）

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- 二 前号の財産のうち、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められているものについては、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間。以下同じ。）内において、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- 三 前号の知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつたときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 四 補助対象事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該補助対象事業により取得した工事材料その他物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けること。
- 五 間接補助金を交付する場合にあっては、間接補助事業者が第3条各号のいずれかに該当するときは、間接補助金を交付しないこと。
- 六 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。
 - ア 間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の

交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した間接補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。

イ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具をいう。）については、大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

七 その他知事が必要と認める事項

- 2 規則第 6 条第 1 号及び第 2 号の知事の定める軽微な変更は、別表第 2 に掲げる変更以外の変更とする。
- 3 規則第 6 条第 1 号から第 3 号までの承認を受ける場合の申請書は、別記第 3 号様式のとおりとする。

（申請の取下げ）

第 6 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から 15 日以内とする。

（状況報告等）

第 7 条 補助事業者は、補助対象事業（別表第 3 に掲げる事業を除く。以下この項において同じ。）に着手したとき（間接補助事業の場合は、間接補助事業の着手の報告を受けたとき）は事業着手届（間接補助事業の場合は、事業着手報告）（別記第 4 号様式）を、補助対象事業が完了したとき（間接補助事業の場合は、事業完了の報告を受けたとき）は事業完了届（間接補助事業の場合は、事業完了報告）（別記第 4 号様式）を知事に提出し、別に知事が定めるところによりその確認を受けなければならない。

- 2 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の 1 月 31 日現在における事業遂行状況報告書（別記第 5 号様式）の提出を求めることができる。

（実績報告）

第 8 条 実績報告書の様式は、別表第 1 実績報告書の欄に特段の定めがある場合を除くほか、別記第 6 号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、次の各号（別表第 4 に掲げる事業にあつては第 1 号、森林整備事業（森林作業道整備事業（森林経営計画に基づいて行うものを除く。）を除く。）、森林管理路緊急整備事業、未利用端材等利用拡大推進事業、白山林道管理運営支援事業及びぎふの木で家づくり支援事業にあつては第 2 号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 補助金精算書（別記第 7 号様式（災害復旧事業にあつては、別記第 8 号様式））
 - 二 収支決算書（別記第 9 号様式）
 - 三 事業実績書（別表第 1 の補助対象事業の区分に応じ同表実績報告書の欄に掲げる書類）
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して 20 日を経過した日（補助対象事業の完了後に補助金交付申請書を提出した場合は、交付決定の日から起算して 20 日を経過した日）又は当該完了の日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日のい

ずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額を概算払により交付された場合にあっては、当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までとする。

- 4 第4条第4項ただし書の規定の適用を受けて交付申請した補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、別記第10号様式を添付し、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第4条第4項ただし書の規定の適用を受けて交付申請した補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を別記第10号様式及び別記第11号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 6 前項の規定による報告は、実績報告書を提出した日の属する年度（当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定していない場合にあっては、当該年度の翌年度）の6月15日までに行うものとする。

（補助金の交付方法及び補助金交付請求書）

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

- 2 補助金交付請求書の様式は、別記第12号様式（概算払又は前金払の場合にあっては、別記第13号様式）のとおりとする。
- 3 概算払又は前金払の場合における補助金交付請求書には、補助金請求内訳書（別記第14号様式）を添付しなければならない。

（暴力団の排除）

第10条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限等）

第11条 規則第21条第2号に規定する知事の定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、大蔵省令に規定する期間のほか、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に掲げる期間とする。
- 3 補助事業者が規則第21条の規定により承認を受け財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類、帳簿等の保存期間）

第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年

度の翌年度以後５年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が５年を超える場合にあっては、当該期間）とする。

（書類の提出部数等）

第１３条 この要綱に基づき提出する書類の部数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 書面により提出する場合 正副各１部
- 二 電子ファイルにより提出する場合 １部

２ この要綱に基づき提出する書類は、別表第１書類の経由（提出）機関の欄に掲げる機関を経由しなければならない。

（事務の委任）

第１４条 規則第２３条後段の規定により農林事務所に委任する事務は、別表第５のとおりとする。

（県の補助により実施した旨の表示）

第１５条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は当該補助対象事業の実施により一部供用を開始するときは、当該補助対象事業を県の補助により実施した旨の表示を行うものとする。この場合において、表示に要する経費は、補助金対象経費とする。

２ 表示の方法及び文言その他必要な事項については、「補助事業の周知及び実績の報告ルールについて」の細部運用について（平成１５年５月１９日付け農山第２２７号農山村整備局長通知）による。

（その他）

第１６条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- １ この要綱は、平成１８年度分の予算に係る補助金から適用する。
- ２ 岐阜県林業振興等対策事業補助金交付要綱（昭和５７年５月１日付け林政第１４０号）は廃止する。
- ３ この要綱の制定前に、前項に掲げる要綱若しくは岐阜県農山村整備事業補助金交付要綱（平成１３年４月１日付け農整第１号）に基づいてなされた平成１７年度の予算に係る補助金についての交付申請その他の行為は、この要綱の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年８月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年１０月１２日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年１１月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年６月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年２月９日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年７月９日から施行する。ただし、この要綱中地域協議会に関する規定に係る部分は、同年５月２９日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年１０月８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年１１月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１２月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年１０月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年１１月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年３月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１２月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 25 日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。ただし、様式に係る部分は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

１ この要綱は、令和７年度分の予算に係る補助金から適用する。

２ 別表第１（第２条関係）の６森林整備事業において、改正前の本要綱に基づき実施され前年度中に完了した事業は、なお従前の例による。

1 林道開設等事業

補 助 対 象 事 業							補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関	
1 公共 事業	(1) 森林 環境保全 整備事業	林道整備 事業	林業生産基盤整 備道及び山村強 靱化林道開設 (1) 森林造成林道	ア 過疎・特定・準特定・水特・ 複層林・特保		利用区域の面積（以下この表において 「面積」という。）が30ヘクタール以 上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の7以内の額 （連絡林道にあつ ては、10分の7.5以 内の額）	市町村、森林組 合等（森林組合 、生産森林組合 及び県森連をい う。以下同じ。）	岐阜県林道開設 事業等補助金取 扱要領に定める 様式	岐阜県林道開設 事業等補助 金取扱要領に 定める様式	所管農林事務 所長	
				イ その他		面積が50ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）						
			林業生産基盤整 備道及び山村強 靱化林道開設 (2) 峰越連絡林道	ア 幹線		面積が500ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 3分の2以内の額					
				イ その他	過疎、山振	面積が100ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の7以内の額					
					その他			補助対象経費の 3分の2以内の額					
			林業生産基盤整 備道及び山村強 靱化林道開設 (3) (1) 及び(2)以外 の林道	ア 過疎		面積が30ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の7以内の額 （連絡林道にあつ ては、10分の7.5 以内の額）					
				イ 山振		面積が50ヘクタール以上（特定・準 特定・水特・複層林・特保は、30ヘ クタール以上）	工事費（工事雑費を 除く。）						
				ウ その他		面積が50ヘクタール以上（特定・準 特定・水特・複層林・特保は、30ヘ クタール以上）	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の10 分の6.5以内の額 （連絡林道にあつ ては、10分の7以内 の額）					
			林業生産基盤整 備道改良 ・橋りょう改良 ・局部改良 ・雪害防止 ・ずい道改良 ・幅員拡張 ・のり面保全 ・交通安全施設 ・舗装 ・作業ポイント 整備 ・接続路整備	改良 （舗装 以外）	ア 幹線		面積が500ヘクタール以上（過疎又は 山振は、200ヘクタール以上）又は利 用区域の全部若しくは一部が効率的 施業区域と重複する場合であって、 面積が50ヘクタール以上（過疎又は 山振は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を 除く。）					補助対象経費の 10分の6以内の額
					イ その他	個別施設計画 対象施設	面積が50ヘクタール以上 （過疎は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を 除く。）					補助対象経費の 10分の6以内の額
						上記以外							補助対象経費の 10分の5以内の額

補 助 対 象 事 業							補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関	
1 公共 事業	(1) 森林 環境保全整備事業	林道整備 事業	改良 (舗装)	ア 幹線		面積が500ヘクタール以上（過疎又は山振は、200ヘクタール以上）又は利用区域の全部若しくは一部が効率的施業区域と重複する場合であって、面積が50ヘクタール以上（過疎又は山振は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の3分の2以内の額	市町村、森林組合等	岐阜県林道開設事業等補助金取扱要領に定める様式	岐阜県林道開設事業等補助金取扱要領に定める様式	所管農林事務所長	
				イ その他		面積が50ヘクタール以上（過疎は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の5以内の額					
			山村強韌化林道改良 ・橋りょう改良 ・局部改良 ・雪害防止 ・ずい道改良 ・幅員拡張 ・のり面保全 ・交通安全施設 ・舗装 ・作業ポイント整備 ・接続路整備	改良 (舗装以外)	ア 幹線		直接又は支線若しくは分線を経由して道路又は一般交通の用に供する農道に二箇所以上で接続する林道であって、面積が50ヘクタール以上（過疎又は山振は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を除く。）					補助対象経費の10分の6以内の額
					イ その他	個別施設計画 対象施設	面積が50ヘクタール以上（過疎は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を除く。）					補助対象経費の10分の6以内の額
				上記以外		補助対象経費の10分の5以内の額							
				改良 (舗装)	ア 幹線		直接又は支線若しくは分線を経由して道路又は一般交通の用に供する農道に二箇所以上で接続する林道であって、面積が50ヘクタール以上（過疎又は山振は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を除く。）					補助対象経費の3分の2以内の額
					イ その他		面積が50ヘクタール以上（過疎は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を除く。）					補助対象経費の10分の5以内の額
			林業専用道開設	ア 過疎・山振		面積が10ヘクタール以上	工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の7以内の額					
				イ その他		面積が10ヘクタール以上	工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の6.5以内の額					
			林業専用道改良 ・橋りょう改良 ・局部改良 ・雪害防止 ・幅員拡張 ・のり面保全 ・交通安全施設 ・山火事防止 ・災害避難施設 ・作業ポイント整備 ・接続路整備	ア 幹線		(a)利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は生産基盤強化区域と重複する場合であって、面積が50ヘクタール以上（過疎又は山振は、30ヘクタール以上） (b)利用区域の全部又は一部が重点区域及び生産基盤強化区域と重複する場合であって、面積が50ヘクタール以上（過疎又は山振は、30ヘクタール以上）かつ利用区域と重複する重点区域の面積が10ヘクタール以上	工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の6以内の額					

補 助 対 象 事 業						補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関			
1 公共 事業	(1) 森林 環境保全 整備事業	林道整備 事業		イ その他		面積が10ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の5以内の額	市町村、森林組 合等	岐阜県林道開設 事業等補助金取 扱要領に定める 様式	岐阜県林道 開設事業等補 助金取扱要領 に定める様式	所管農林事務 所長		
			施設集約化（撤去）					工事費（工事雑費を 除く。）					補助対象経費の 10分の5以内の額	
			老朽化対策					工事費（工事雑費を 除く。）					補助対象経費の 10分の6以内の額	
			機能回復	ア 林業生産基盤整備道又は林業専用道									工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の6以内の額
				イ 山村強靱化林道									工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の5以内の額
			農道等改良	ア 開設と一 体的に実施	林業生産基盤整備道及び山村強靱化林道のうち、森林 造成林道及び峰越連絡林道			工事費（工事雑費を 除く。）					補助対象経費の 10分の6以内の額	
					上記以外の林 道及び林業専 用道	過疎・山振							補助対象経費の 10分の6以内の額	
						その他							補助対象経費の10 分の5. 5以内の額	
				イ 改良と一 体的に実施	幹線			工事費（工事雑費を 除く。）					補助対象経費の 10分の6以内の額	
					その他								補助対象経費の 10分の5以内の額	
		林道施設 PCB廃棄物 処理促進対 策事業	P C Bの濃度分析調査					工事費（工事雑費を 除く。）					補助対象経費の 10分の6以内の額	
			P C Bの処理											
	(2) 農山 漁村地域整 備交付金	育成林整備 事業	森林管理道開設 (1) 森林造成林道	ア 過疎・特定・準特定・水特・ 複層林・特保		面積が30ヘクタール以上	工事費（工事雑費を除 く。）	補助対象経費の 10分の7以内の額 （連絡林道にあつ ては、10分の7. 5以 内の額）						
				イ その他		面積が50ヘクタール以上		工事費（工事雑費を除 く。）						
			森林管理道開設 (2) 峰越連絡林 道	ア 幹線		面積が500ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 3分の2以内の額						
				イ その他	過疎・山振	面積が100ヘクタール以上							工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の7以内の額

補 助 対 象 事 業							補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関		
1 公共 事業	(2) 農山 漁村地域整備交付金	育成林整備 事業			その他			補助対象経費の 3分の2以内の額	市町村、森林組 合等	岐阜県林道開設 事業等補助金取 扱要領に定める 様式	岐阜県林道 開設事業等補 助金取扱要領 に定める様式	所管農林事務 所長		
			森林管理道開設 (3) (1)及び(2)以外 の林道	ア 過疎		面積が30ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の7以内の額 （連絡林道にあつ ては、10分の7.5以 内の額）						
				イ 山振		面積が50ヘクタール以上（特定・準 特定・水特・複層林・特保は、30ヘ クタール以上）	工事費（工事雑費を 除く。）							
				ウ その他		面積が50ヘクタール以上（特定・準 特定・水特・複層林・特保は、30ヘ クタール以上）	工事費（工事雑費を 除く。）						補助対象経費の10 分の6.5以内の額 （連絡林道にあつ ては、10分の7以内 の額）	
			林業専用道開設	ア 過疎・山振		面積が10ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の7以内の額						
				イ その他		面積が10ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の10 分の6.5以内の額						
			森林施業道開設	ア 過疎・山振		面積が10ヘクタール以上	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の7以内の額 （連絡林道にあつ ては、10分の7.5以 内の額）						
				イ その他			工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の6.5以内の 額（連絡林道にあつ ては、10分の7以内 の額）						
			接続路 作業ポット				工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の10 分の6.5以内の額						
		共生環境 整備事業	森林管理道整備	開設	育成林整備事業と同じ。									
					改良 （舗装 以外）	ア 幹線		面積が500ヘクタール以上（過疎及び 山振は、200ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の6以内の額				
						イ その他	個別施設計画 対象施設	面積が50ヘクタール以上 （過疎は、30ヘクタール以上）	工事費（工事雑費を 除く。）	補助対象経費の 10分の6以内の額				
							上記以外			補助対象経費の 10分の5以内の額				

補 助 対 象 事 業							補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関			
1 公共 事業	(2) 農山 漁村地域整備交付金			改良 (舗装)	ア 幹線		面積が500ヘクタール以上(過疎及び山振は、200ヘクタール以上)	工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の3分の2以内の額	市町村、森林組合等	岐阜県林道開設事業等補助金取扱要領に定める様式	岐阜県林道開設事業等補助金取扱要領に定める様式	所管農林事務所長		
					イ その他		面積が50ヘクタール以上(過疎は、30ヘクタール以上)	工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の5以内の額						
		林道改良事業	改良(舗装以外)	ア 幹線		面積が500ヘクタール以上(過疎及び山振は、200ヘクタール以上)	工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の6以内の額							
				イ その他	個別施設計画対象施設	面積が50ヘクタール以上(過疎は、30ヘクタール以上)	工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の6以内の額							
					上記以外			補助対象経費の10分の5以内の額							
			改良(舗装)	ア 幹線		面積が500ヘクタール以上(過疎及び山振は、200ヘクタール以上)	工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の3分の2以内の額							
				イ その他		面積が50ヘクタール以上(過疎は、30ヘクタール以上)	工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の5以内の額							
		林道点検診断・保全整備事業	点検診断					工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の6以内の額						
			保全整備					工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の6以内の額						
			施設集約化(撤去)					工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の5以内の額						
		フォレスト・コミュニティ総合整備事業	森林基幹道整備	開設	農林一体流域ネットワーク奥地広域防火		面積が500ヘクタール以上	工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の8以内の額						
					上記以外		面積が1,000ヘクタール以上	工事費(工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の8以内の額						
				改良	林道改良事業の改良と同じ。										
					舗装	林道改良事業の舗装と同じ。									
			林業施設用地整備 作業ポイント整備						工事費(工事雑費を除く。)					補助対象経費の10分の5以内の額 (森林組合等及び林業者等の組織する団体が事業主体の場合にあっては、10分の5.5以内の額)	市町村、森林組合等及び知事の定める団体

補 助 対 象 事 業						補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1 公共 事業	(3) 地方 創生道整備 推進交付金	地方創生 道整備推進 交付金	開設 改良	森林基幹道開設	(2) 農山漁村地域整備交付金 フォレスト・コミュニティ総合整備事業・森林基幹道整備（開設）と同じ。		市町村	岐阜県林道開設 事業等補助金取 扱要領に定める 様式	岐阜県林道 開設事業等補 助金取扱要領 に定める様式	所管農林事務 所長	
				森林管理道開設	(2) 農山漁村地域整備交付金 育成林整備事業・森林管理道開設と同じ。						
				森林施業道開設	(2) 農山漁村地域整備交付金 育成林整備事業・森林施業道開設と同じ。						
				林業専用道開設	(2) 農山漁村地域整備交付金 育成林整備事業・林業専用道開設と同じ。						
				林道改良	(2) 農山漁村地域整備交付金 林道改良事業と同じ。						
				林道点検診断・保全整備	(2) 農山漁村地域整備交付金 林道点検診断・保全整備事業と同じ。ただし、点検診断のみに係るもの及び施設集 約化（撤去）は除く。						
				農道等改良	(1) 森林環境保全整備事業 農道等改良と同じ。						

補 助 対 象 事 業			補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
2 県単 事業	(1) 林道開設事業	面積が30ヘクタール以上	工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の5以内の額	市町村等	岐阜県林道開設事業等補助金取扱要領に定める様式	岐阜県林道開設事業等補助金取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
	(2) 林道改良事業		工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の5以内の額	市町村等			
		白山林道	事業に要する経費	補助対象経費の10分の10以内の額	公益社団法人岐阜県森林公社	県単白山林道改良等事業取扱要領に定める様式	県単白山林道改良等事業取扱要領に定める様式	
	(3) 林道舗装事業		工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の5以内の額	市町村等	岐阜県林道開設事業等補助金取扱要領に定める様式	岐阜県林道開設事業等補助金取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
	(4) 林道総合改良事業		工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の5以内の額	市町村等			
	(5) 林内作業基盤整備事業		工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の5以内の額	市町村等			
	(6) 林業施設用地整備事業		工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の5以内の額	市町村等			
	(7) 市町村営ふるさと林道緊急整備事業	開設	工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の1以内の額	市町村			

2 森林修景事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
森林修景事業	全県花街道（森林修景）事業実施要領（平成6年6月20日付け森整第157号林政部長通知。以下の表において「要領」という。）に定める事業の実施に要する経費	補助対象経費の10分の9以内の額	市町村	要領に定める様式	要領に定める様式	所管農林事務所長

3 林地崩壊防止事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
市町村が行う激甚災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊に係る林地の保全上必要な施設を新設する事業（以下この表において「林地崩壊防止事業」という。）のうち、1箇所の本工事費等が200万円以上である事業で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの 1 事業年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までに発生した激甚災害に係る林地崩壊防止事業の本工事費等（以下この表において「本工事費等」という。）の総額が300万円を超えること。 2 本工事費等の総額が300万円未満であり、かつ、当該事業年度の前年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第3項に規定する標準税収入をいう。）の10分の1を超えること。ただし、次に掲げる事業は、補助金交付の対象としない。 (1) 県がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業に附随して行う事業 (2) 鉱物又は土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づく林地の崩壊で、その原因者の明らかなものに係る事業 (3) 崩壊した土石の排除のみを目的とする事業 (4) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいと認められる事業	事業（本工事費、附帯工事費、機械器具費、営繕費、測量試験費及び補償費）に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	市町村	岐阜県林地崩壊防止事業事務取扱要領に定める様式	岐阜県林地崩壊防止事業事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長

4 集落環境保全整備事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1 流末処理施設整備事業 (事業費が200万円未満のものを除く。)	治山施設下方の森林区域外を流下する野溪等において施工する床固工、流路工、植栽工等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	市町村	岐阜県集落環境保全整備事業実施要領に定める様式	岐阜県集落環境保全整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
2 環境保全整備事業 (事業費が100万円未満のものを除く。)	公共施設、人家等の周辺造成地 ^{（り）} 法面等で自然荒廃しているところにおいて施工する土留工、柵工、植栽工等に要する経費	補助対象経費の3分の1以内の額	市町村	岐阜県集落環境保全整備事業実施要領に定める様式	岐阜県集落環境保全整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
3 生活環境保全林等整備事業 (事業費が100万円未満のものを除く。)	生活環境保全林等の利用促進を図るために行う施設等の整備に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	市町村	岐阜県集落環境保全整備事業実施要領に定める様式	岐阜県集落環境保全整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

5 白山林道利用促進事業費補助金

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1 白山林道運営事業費補助金		森林公社が白山林道事業を運営する際に生じる収支不足資金経費	補助対象経費の10分の10以内の額	公益社団法人岐阜県森林公社			
2 白山白川郷ホワイトロード利用支援事業費補助金		広告宣伝経費	白山白川郷ホワイトロードの利用料の半額に相当する額及び補助対象経費の10分の10以内の額の合計額	公益社団法人岐阜県森林公社			
3 白山林道管理運営支援事業		森林公社が白山林道を適正に管理運営するために必要な経費	補助対象経費の10分の10以内の額	公益社団法人岐阜県森林公社			

6 森林整備事業

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1 森林環境保全 直接支援事業	人工造林	単層林の人工林造成（気象害等による被害森林における特殊地 ^{てい} 拵 ^{てい} え、補植を含む。）に要する経費	1 市町村森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地で、木材生産林に区分された森林又は木材生産林に区分される予定の森林のうち、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき実施し、かつ、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行ったものについては、標準経費の額（市町村が請負に付して実施した事業にあっては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額をいう。以下同じ。）の10分の9.5以内の額（特殊地^{てい}拵^{てい}え、補植を除く。）ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。ただし、植栽本数が2,000本/haを超えるもの（保安林を除く）にあっては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等^{ぶんしゅりんとう}にあっては、10分の5の額）（ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。）に、植栽本数が2,000本/haの標準経費の額の10分の9.5以内の額（ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。）から標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等^{ぶんしゅりんとう}にあっては、10分の5の額）（ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。）を除いた額を加算した額（特殊地^{てい}拵^{てい}え、補植を除く。） 2 市町村森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地で、木材生産林に区分された森林又は木材生産林に区分される予定の森林のうち、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき実施したもの（1に該当するものを除く。）については、標準経費の額の10分の8.5以内の額（補植を除く。）	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、県森連、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）及び同法附則第4条の規定による改正前の森林法（以下この項において「旧森林法」という。）第10条の10第2項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）に係る旧森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し旧	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

			ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。ただし、植栽本数が2,000本/haを超えるもの（保安林を除く）にあつては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等にあつては、10分の5の額）（ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。）に、植栽本数が2,000本/haの標準経費の額の10分の8.5以内の額（ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。）から標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等にあつては、10分の5の額）（ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。）を除いた額を加算した額（補植を除く。） 3 1及び2以外のものについては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等にあつては、10分の5の額） ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。	森林法第10条の11の4第1項（旧森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）。			
	樹下植栽等	複層林造成のための樹下植栽や天然更新に要する経費	市町村森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地について、標準経費の額（市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額）に査定係数を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等にあつては、10分の5の額） ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1 森林環境保全 直接支援事業	保育	単層林における下刈、雪起こしの施業に 要する経費	1 人工林伐跡地で木材生産林に区分された森林（1 齢級 以内に限る。）又は木材生産林に区分される予定の森林（1 齢級以内に限る。）のうち、森林経営計画、特定間伐等促 進計画又は実施権配分計画に基づき実施し、かつ、主伐・ 再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行い植栽を 実施したものについては、標準経費の額（市町村が請負に 付して実施した事業にあっては、標準経費と実行経費とを 比較していずれか低い額をいう。以下同じ。）の10分の9. 5以内の額（ただし、植栽当年度の実施分は対象外とする。） ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 2 人工林伐跡地で木材生産林に区分された森林（1 齢級 以内に限る。）又は木材生産林に区分される予定の森林（1 齢級以内に限る。）のうち、森林経営計画、特定間伐等促 進計画又は実施権配分計画に基づき実施したもの（1に該 当するものを除く。）については、標準経費の額の10分の 8.5以内の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 3 1及び2以外のものについては、標準経費の額に査定 係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等 にあっては、10分の5の額） ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				
		複層林における下刈、雪起こし又は単層 林や複層林における倒木起こし、枝打ち、 除伐及び保育間伐の施業に要する経費	標準経費の額（市町村が請負に付して実施した事業にあっ ては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額） に査定係数を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等にあ っては、10分の5の額） ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				
	間伐	密度管理を目的に行われる不用木の除去 、不良木の淘汰及び搬出集積に要する経 費					
	更新伐	育成複層林の造成及び育成、人工林の広 葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構 造的な改善のための適正な更新を目的と して行う不用木の除去、不良木の淘汰並 びに支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集 積及び巻枯らしに要する経費					
	付帯施設整備	森林整備と一体的に行われる鳥獣害防除 施設等整備、林内作業場及び林内かん水 施設整備、林床保全整備、荒廃竹林整備 に要する経費	1 植栽時における鳥獣被害防止施設の設置については、 標準経費の10分の10以内の額 ただし、実施本数が2,000本/haを超える忌避剤及び幼齢 木保護材にあっては標準経費の額（市町村が請負に付して 実施した事業にあっては、標準経費と実行経費とを比較し ていずれか低い額をいう。以下同じ。）に査定係数の百分 の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等にあって は、10分の5の額）（ただし、1円未満の端数が出た場合 は、これを切り上げる。）に、実施本数が2,000本/haの 標準経費の額の10分の10以内の額から標準経費の額に査 定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林 等にあっては、10分の5の額）（ただし、1円未満の端数				

			が出た場合は、これを切り上げる。)を除いた額を加算した額 2 1以外のものについては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額(分収林等)にあつては、10分の5の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				
--	--	--	--	--	--	--	--

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
2 特定機能回復事業	被害森林整備	気象害等による被害森林であつて、自助努力等によつては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等に要する経費	1 植栽時における鳥獣被害防止施設の設置については、標準経費(市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額)の10分の10以内の額 2 森林保全再生整備におけるニホンジカ等の誘因捕獲の場合にあつては、実行経費の額(市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額)の10分の10以内の額 3 1及び2以外の場合にあつては、標準経費の額(市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額)に査定係数を乗じて得た額の10分の4の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。	次のいずれかに該当するもの 1 市町村(自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。) 2 森林整備法人、森林組合、生産森林組合、県森連、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者及び民間事業者(事業主体が自ら所有する森林で実施する場合ではなく、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)(森林経営計画の認定を受けた者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。) 3 森林所有者(地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採若しくは除去又はその後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。)	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所 長
	重要インフラ施設周辺森林整備	鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、市町村及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等に要する経費	1 植栽時における鳥獣被害防止施設の設置については、標準経費(市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額)の10分の10以内の額 2 1以外の場合にあつては、標準経費の額(市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額)に査定係数を乗じて得た額の10分の4の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。	次のいずれかに該当するもの 1 市町村(自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。) 2 森林整備法人、森林組合、生産森林組合、県森連、特定非営利活動法人等及び民間事業者(事業主体自らが所有する森林で実施する場合ではなく、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所 長

	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	一貫作業・人工造林	林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等に要する経費	1 市町村森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地で被害森林等のうち、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき実施し、かつ、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った植栽については、標準経費の額（市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額）の10分の9.5以内の額（地存え、補植を除く。） 2 市町村森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地で、被害森林等のうち、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき実施した植栽（1に該当するものを除く。）については、標準経費の額（市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額）の10分の8.5以内の額（地存え、補植を除く。） ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 3 1及び2以外のものについては、標準経費の額（市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額）に査定係数を乗じて得た額の10分の4の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。	次のいずれかに該当するもの 1 市町村（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） 2 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
		下刈り		1 林相転換特別対策（特定スギ人工林）により植栽した森林のうち、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき実施し、かつ、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林（1齢級以内に限る。）における下刈りについては、標準経費の額（市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額をいう。以下同じ。）の10分の9.5以内の額（ただし、植栽当年度の実施分は対象外とする。） ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 2 林相転換特別対策（特定スギ人工林）により植栽した森林のうち、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき実施した森林（1齢級以内に限る）（1に該当するものを除く。）における下刈りについては、標準経費の額の10分の8.5以内の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 3 1及び2以外のものについては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額（分収林等にあつては、10分の5の額） ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				

		付帯施設等整備		1 植栽時における鳥獣被害防止施設の設置については、標準経費（市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額をいう。以下同じ。）の10分の10以内の額 2 1以外のものについては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				
3 森林作業道	人工造林（再造林）に使用される森林作業道の開設及び改良に要する経費	1 人工造林（再造林）の実施箇所が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林又は木材生産林に区分される予定の森林であり、複数の者（補助事業者の欄に掲げる者及び自ら施業を行う個人）により共同で作成された森林経営計画に基づき開設し、又は改良し、共同で利用する路線（分収林等を除く。）であり、延長1メートル当たりの事業費が12千円未満の路線については、標準経費（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合で、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額をいう。以下同じ。）の10分の8.5以内の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 2 人工造林（再造林）の実施箇所が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林又は木材生産林に区分される予定の森林であり、1に該当しない開設及び改良（分収林等を除く。）であり、延長1メートル当たりの事業費が12千円未満の路線については、標準経費の10分の8以内の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 3 1及び2以外の開設及び改良については、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4（分収林等にあつては、10分の5）の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、県森連、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、民間事業者及び要間伐森林に係る施業代行者	添付書類は、岐阜県森林作業道実施基準に定める様式	添付書類は、岐阜県森林作業道実施基準に定める様式	所管農林事務所長		
	相転換特別対策（特定スギ人工林）に使用される森林作業道の開設及び改良に要する経費	1 相転換特別対策（特定スギ人工林）の実施箇所が被害森林等であり、複数の者（補助事業者の欄に掲げる者及び自ら施業を行う個人）により共同で作成された森林経営計画に基づき開設し、又は改良し、共同で利用する路線であり、延長1メートル当たりの事業費が12千円未満の路線については、標準経費（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合で、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額をいう。以下同じ。）の10分の8.5以内の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 2 相転換特別対策（特定スギ人工林）の実施箇所が被害森林等であり、1に該当しない開設及び改良であり、延長1メートル当たり事業費が12千円未満の路線については、標準経費の10分の8以内の額						

			ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 3 1 及び2 以外の開設及び改良については、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10 分の4（分収林等にあつては、10 分の5）の額 ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				
		人工造林（再造林）又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）以外に使用される森林作業道の開設及び改良に要する経費	人工造林（再造林）又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）以外に使用される森林作業道の開設及び改良については、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4（分収林等にあつては、10分の5）の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				
4 機能回復整備事業	花粉発生源植替え事業	花粉発生源となっている林分において行う立木の伐採及び搬出集積に要する経費	標準経費の額に査定係数を乗じて得た額の10分の4の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。	市町村、森林所有者、森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、岐阜県森林整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
		花粉発生源となっている林分において行う花粉症対策苗木等による植栽に要する経費	1 市町村森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地で、木材生産林に区分された森林又は木材生産林に区分される予定の森林のうち、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき実施し、かつ、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行ったものについては、標準経費の額（市町村が請負に付して実施した事業にあつては、標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額をいう。以下同じ。）の10 分の9.5 以内の額（補植を除く。） ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 ただし、植栽本数が2,000 本/ha を超えるもの（保安林を除く）にあつては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10 分の4 の額（分収林等にあつては、10 分の5 の額）（ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる）に、植栽本数が2,000 本/ha の標準経費の額の10 分の9.5 以内の額（ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。）から標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10 分の4 の額（分収林等にあつては、10 分の5 の額）（ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。）を除いた額を加算した額（補植を除く。） 2 市町村森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地で、木材生産林に区分された森林又は木材生産林に区分される予定の森林（1 に該当するものを除く。）については、標準経費の10 分の8.5 以内の額（補植を除く。） ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。 ただし、植栽本数が2,000 本/ha を超えるものにあつては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10 分の4 の額（分収林等にあつては、10 分の5 の額）（ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。）に、植栽本数が2,000 本/ha の標準経費の額の10 分の8.5 以内の額（ただし、1 円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。）				

			は、これを切り捨てる。) から標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額(分収林等にあつては、10分の5の額) (ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。)を除いた額を加算した額 3 1及び2以外のものについては、標準経費に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額 ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				
		花粉発生源となっている林分において行う付帯施設等整備(植栽時における鳥獣被害防止施設の設置に限る。)に要する経費	1 植栽時における鳥獣被害防止施設の設置については、標準経費の額の10分の10以内の額 ただし、実施本数が2,000本/haを超える忌避剤及び幼齢木保護材にあつては標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額(分収林等にあつては、10分の5の額) (ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。)に、実施本数が2,000本/haの標準経費の額の10分の10以内の額から標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額(分収林等にあつては、10分の5の額) (ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。)を除いた額を加算した額 2 1以外のものについては、標準経費の額に査定係数の百分の一を乗じて得た額の10分の4の額(分収林等にあつては、10分の5の額) ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。				

7 原木低コスト供給対策事業

補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
間伐材生産	(1)間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。以下同じ。)、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積み、その他付帯施設整備に要する経費 (2)関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け、森林作業道の整備及び鳥獣害防除施設等整備)に要する経費	定額 (1)間伐 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、間接費相当分の1/2以内の額を加算することができる。) (2)関連条件整備活動 22千円/ha以内 (3)森林作業道 2千円/m以内 (4)鳥獣害防除施設等整備 県が別途定める単価以内 (5)その他 県が別途定める単価以内	市町村、森林整備法人等(森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)	添付書類は、原木低コスト供給対策事業費補助金(間伐材生産)事務取扱要領に定める様式	添付書類は、原木低コスト供給対策事業費補助金(間伐材生産)事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
路網整備	(1)林業専用道(規格相当)整備(作設、調査設計及び関連条件整備活動(林業専用道(規格相当)整備と一体的に実施するもの))に要する経費 (2)森林作業道整備(作設及び関連条件整備活動(森林作業道整備と一体的に実施する	定額 (1)林業専用道(規格相当)整備 一事業体の農林事務所ごとの全開設路線における1m当たりの平均の補助金の額は、次に定める額とする。	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	添付書類は、原木低コスト供給対策事業費補助金(路網整備)事務取扱要領に定	添付書類は、原木低コスト供給対策事業費補助金(路網整備)事務取扱要領に定	所管農林事務所長

		もの))に要する経費 (3) 林業専用道(規格相当)及び森林作業道の補強に要する経費	A区分(平均横断地山傾斜15度未満) 32千円/㎡以内 B区分(平均横断地山傾斜15度以上25度未満) 35千円/㎡以内 C区分(平均横断地山傾斜25度以上) 38千円/㎡以内 (2) 森林作業道整備 一事業体の農林事務所ごとの全開設路線における1m当たり平均の補助金の額は、次に定める額とする。 2千円/㎡以内 (3) 林業専用道(規格相当)及び森林作業道の補強 林業専用道(規格相当)の当年度県全体合計事業費の10%以内の額		める様式	める様式	
再造林の低コスト化	一貫作業システム	(1) 主伐との一貫作業システムによる人工造林(地植え、植栽、苗木運搬、末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。))及び被害森林の伐倒)に要する経費 (2) 一貫作業システムにおける関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、長期受委託契約や基金造成、森林作業道の整備及び鳥獣害防止施設等の整備)に要する経費 (3) 一貫作業システムにおける機械器具の整備(苗木運搬用ドローンや架線、植栽に要するディンプルや電動植穴機、施行地管理用ドローン等の購入若しくは賃借又は運送)に要する経費	定額 (1) 地植え、植栽、苗木運搬及び末木枝条集材 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林については、間接費相当分の10分の9.5以内の額を加算することができる。その他の森林については、間接費相当分の10分の8.5以内の額を加算することができる。) (2) 被害森林の伐倒 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。) (3) 関連条件整備活動 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。) (4) 機械器具の整備 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。)	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	添付書類は、 原木低コスト供給対策事業費補助金(間伐材生産・再造林の低コスト化) 事務取扱要領に定める様式	添付書類は、 原木低コスト供給対策事業費補助金(間伐材生産・再造林の低コスト化) 事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
	低コスト造林	(1) 大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費 (2) 人工造林における関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、	定額 (1) 地植え、植栽、苗木運搬 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林については、間接費相当分の1	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	添付書類は、 原木低コスト供給対策事業費補助金(間伐材生産・再造林の低コスト化)	添付書類は、 原木低コスト供給対策事業費補助金(間伐材生産・再造林の低コスト化)	所管農林事務所長

		長期受委託契約や基金造成、森林作業道の整備及び鳥獣害防止施設等の整備)に要する経費 (3)人工造林における機械器具の整備(苗木運搬用ドローンや架線、植栽に要するディブルや電動植穴機、施行地管理用ドローン等の購入若しくは賃借又は運送)に要する経費	0分の9.5以内の額を加算することができる。その他の森林については、間接費相当分の10分の8.5以内の額を加算することができる。) (2)関連条件整備活動 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。) (3)機械器具の整備 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。)		事務取扱要領に定める様式	事務取扱要領に定める様式	
	下刈り	(1)本事業により植栽したⅡ齢級以下の林分で行う雑草木の除去(同一施行地においては3回までに限る。) (2)下刈りにおける関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、長期受委託契約や基金造成、森林作業道の整備及び鳥獣害防止施設等の整備)に要する経費 (3)下刈りにおける機械器具の整備(刈払機を除く。)に要する経費	定額 (1)雑草木の除去 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林については、間接費相当分の10分の9.5以内の額を加算することができる。その他の森林については、間接費相当分の10分の8.5以内の額を加算することができる。) (2)関連条件整備活動 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。) (3)機械器具の整備 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。)	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	添付書類は、 原木低コスト供給対策事業費補助金(間伐材生産・再造林の低コスト化)事務取扱要領に定める様式	添付書類は、 原木低コスト供給対策事業費補助金(間伐材生産・再造林の低コスト化)事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長

8 林業循環成長対策森林整備事業

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由(提出)機関
間伐材生産		(1)間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、その他付帯施設整備)に要する経費 (2)間伐材生産における関連条件整備活動 (対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、森林作業道の整備及び鳥獣害防止施設等整備)に要する経費	定額 (1)間伐 県が別途定める単価以内(間接費相当分を除く。ただし、間接費相当分の2分の1以内の額を加算することができる。) (2)関連条件整備活動 24千円/ha以内 (3)鳥獣害防止施設等整備 県が別途定める単価以内 (4)森林作業道整備 2千円/m以内	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	添付書類は、林業循環成長対策森林整備事業費補助金(間伐材生産・低コスト再造林対策)事務取扱要領に定める様式	添付書類は、林業循環成長対策森林整備事業費補助金(間伐材生産・低コスト再造林対策)事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
低コスト再	一貫作業シ	(1)主伐との一貫作業システムによる人工造	定額	市町村、森林整備法人等、選定経営体及	添付書類は、林業循	添付書類は、林業循	所管農林事務

造林対策	STEM	林（地植え、植栽、苗木運搬、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）及び被害森林の伐倒）に要する経費 (2)一貫作業システムにおける関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、長期受委託契約や基金造成、森林作業道の整備及び鳥獣害防止施設等の整備）に要する経費 (3)一貫作業システムにおける機械器具の整備（苗木運搬用ドローンや架線、植栽に要するディンプルや電動植穴機、施行地管理用ドローン等の購入若しくは賃借又は運送）に要する経費	(1)地植え、植栽、苗木運搬及び末木枝条集材 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林については、間接費相当分の10分の9.5以内の額を加算することができる。） (2)被害森林の伐倒 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。） (3)関連条件整備活動 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。） (4)機械器具の整備 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。）	び森林所有者	環境成長対策森林整備事業費補助金（間伐材生産・低コスト再造林対策）事務取扱要領に定める様式	環境成長対策森林整備事業費補助金（間伐材生産・低コスト再造林対策）事務取扱要領に定める様式	所長
	低コスト造林	(1)育成単層林の人工林における効率化・低コスト化に資する技術を導入した造林を目的として行う地植え、植栽、苗木運搬に要する経費 (2)人工造林における関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、長期受委託契約や基金造成、森林作業道の整備及び鳥獣害防止施設）に要する経費 (3)人工造林における機械器具の整備（苗木運搬用ドローンや架線、植栽に要するディンプルや電動植穴機、施行地管理用ドローン等の購入若しくは賃借又は運送）に要する経費	定額 (1)地植え、植栽、苗木運搬 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林については、間接費相当分の10分の9.5以内の額を加算することができる。） (2)関連条件整備活動 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。） (3)機械器具の整備 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。）	市町村、森林整備法人等、選定経営体及び森林所有者	添付書類は、林業循環成長対策森林整備事業費補助金（間伐材生産・低コスト再造林対策）事務取扱要領に定める様式	添付書類は、林業循環成長対策森林整備事業費補助金（間伐材生産・低コスト再造林対策）事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
	下刈り	(1)植栽により更新したⅡ齢級以下の林分で行う雑草木の除去（同一施行地においては3回までに限る。）及びこれに併せて行う施肥に要する経費 (2)下刈りにおける関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、長期受委託契約や基金造成、森林作業道の整備及び鳥獣害防止施設）に要する経費 (3)下刈りにおける機械器具の整備（刈払機を除く。）に要する経費	定額 (1)雑草木の除去及び施肥 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行った森林については、間接費相当分の10分の9.5以内の額を加算することができる。） (2)関連条件整備活動 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。） (3)機械器具の整備 県が別途定める単価以内 （間接費相当分を除く。ただし、県が別途定める間接費相当分の額を加算することができる。）	市町村、森林整備法人等、選定経営体及び森林所有者	添付書類は、林業循環成長対策森林整備事業費補助金（間伐材生産・低コスト再造林対策）事務取扱要領に定める様式	添付書類は、林業循環成長対策森林整備事業費補助金（間伐材生産・低コスト再造林対策）事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長

路網整備	(1) 林業専用道（規格相当）整備（作設、調査設計及び関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施するもの））に要する経費 (2) 森林作業道整備（作設及び関連条件整備活動（森林作業道整備と一体的に実施するもの））に要する経費 (3) 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強に要する経費 (4) 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の機能強化（単独型又は一体型）に要する経費 (5) 林業専用道（規格相当）の復旧に要する経費	定額 (1) 林業専用道（規格相当）整備 一事業体の農林事務所ごとの全開設路線における1m当たりの平均の補助金の額は、次に定める額とする。 A区分（平均横断地山傾斜15度未満）32千円／m以内 B区分（平均横断地山傾斜15度以上25度未満）35千円／m以内 C区分（平均横断地山傾斜25度以上）38千円／m以内 (2) 森林作業道整備 一事業体の農林事務所ごとの全開設路線における1m当たり平均の補助金の額は、次に定める額とする。 2千円／m以内 (3) 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強 林業専用道（規格相当）の当年度県全体合計事業費の10％以内の額 (4) 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の機能強化 事業費の2分の1以内の額 (5) 林業専用道（規格相当）の復旧 事業費の2分の1以内の額	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	添付書類は、林業循環成長対策森林整備事業費補助金（路網整備事業）事務取扱要領に定める様式	添付書類は、林業循環成長対策森林整備事業費補助金（路網整備事業）事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
------	---	--	--------------------	--	--	----------

9 自伐林家型地域森林整備事業

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
自伐林家型地域森林整備事業	国庫補助事業等の対象とならない中小規模森林における森林整備に要する経費	知事の定める額	市町村	添付書類は、自伐林家型地域森林整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、自伐林家型地域森林整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

1 0 森林管理路緊急整備事業

補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
森林管理路緊急整備事業	森林管理路又は歩道の整備に要する経費	知事の定める額	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、県森連、森林整備法人、林業関係公社、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者、民間事業者及び要間伐森林に係る施業代行者	添付書類は、森林管理路緊急整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、森林管理路緊急整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

1 1 作業道防災機能強化事業

補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
作業道防災機能強化事業	作業道の排水施設の改良及び路肩の補強等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内（10万円/箇所を上限とする。）の額	森林作業道の管理者又は管理者から委任を受けた者	添付書類は、作業道防災機能強化事業実施要領に定める様式	添付書類は、作業道防災機能強化事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

1 2 種苗需給調整費補助金

補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1 岐阜県林業用種苗需給調整協議会運営費	岐阜県林業用種苗需給調整協議会の運営に要する経費	知事の定める額	岐阜県林業用種苗需給調整協議会			
2 岐阜県苗木生産経営安定化対策事業	生育不良又は出荷調整のために行う苗木の廃棄に要する経費	補助対象経費の10分の5以内の額	林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の登録を受けた苗木生産者	添付書類は、苗木生産安定化対策事業実施要領に定める様式	添付書類は、苗木生産安定化対策事業実施要領に定める様式	

1 3 林木育種事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関
岐阜県苗木安定供給推進事業	(1) コンテナ苗生産基盤施設等の整備及びコンテナ苗生産資材に要する経費 (2) 採種園等の造成・改良に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	(1) 林業種苗法第2条第2項に規定する生産事業者及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項に規定する認定特定増殖事業者（以下「認定特定増殖事業者」という。） (2) 市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、県森連及び農事組合法人等	添付書類は、岐阜県苗木安定供給推進事業事務取扱要領に定める様式	添付書類は、岐阜県苗木安定供給推進事業事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長

1 4 林業関係公社造林資金利子助成事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関
1 森林公社造林資金利子助成事業	林業関係公社が造林事業資金として市中金融機関から借り受けた借入金の当該年度償還金のうち利息相当分の償還に要する経費	補助対象経費の10分の10以内の額	林業関係公社			
2 木曽三川水源造成公社造林資金利子助成事業						

1 5 森林整備活性化資金制度利子助成金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関
森林整備活性化資金制度利子助成金	林業基盤整備資金又は施設転換資金の借入金の利子補給に要する経費	利率1.6%以内の額	林業関係公社			

1 6 森林病虫害防除事業

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関
1 松くい虫駆除促進事業	(1) 奨励防除	特別防除、地上散布、伐倒駆除、特別伐倒駆除、補完伐倒駆除及び樹幹注入に要する経費	補助対象経費の4分の3の額 (知事の定める額を上限とする。) ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。	市町村及び知事が特に認める者(樹幹注入に限る。)	添付書類は、岐阜県森林病害虫等防除補助事業実施要領に定める様式	添付書類は、岐阜県森林病害虫等防除補助事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
2 被害木駆除等促進事業	(1) 松くい虫被害木駆除促進事業	伐倒及び薬剤散布に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	市町村			
	(2) 枯損木処理緊急整備事業	枯損木の伐倒及び玉切りに要する経費					
3 森林病虫害駆除等事業	(1) 森林病虫害等駆除事業	防除及び駆除に要する経費	補助対象経費の4分の3の額 (知事の定める額を上限とする。) ただし、1円未満の端数が出た場合は、これを切り上げる。	市町村、森林組合、森林所有者及び知事が特に認める者			
	(2) 獣害防除事業	クマ、シカ等の防除に要する経費	県が定める標準単価に事業量を乗じて得た額の2分の1以内の額	市町村及び知事が特に認める者(補植、防護柵等補修に限る。)			
4 森林健全化促進事業		ナラ枯れ被害木およびその周辺の未被害大径木の伐採・搬出に要する経費	定額(事業費の1/2以内)	市町村及び知事が特に認める者	添付書類は、森林健全化促進事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、森林健全化促進事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長

1 7 林業構造改善事業費補助金

補 助 対 象 事 業			補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	間接補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1. 林業・木材産業構造改革事業	林業・木材産業循環成長対策交付金事業	ア 特用林産物活用施設等整備事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額(間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村及び森林組合等	森林組合等	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
	林業・木材産業生産基盤強化対策事業 ①林業・木材産業生産基盤の強化・特用林産振興施設等の整備	イ 特用林産振興施設整備附帯事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額(間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村及び森林組合等	森林組合等			

	林業・木材産業循環成長対策交付金事業 林業・木材産業生産基盤強化対策事業 ②林業・木材産業生産基盤の強化・木材加工流通施設等の整備	ア 木材加工流通施設整備事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）の導入にあたっては、補助対象経費の3分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助に要する経費の2分の1を上限とする。ただし、木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）の導入にあたっては、当該間接補助事業に要する経費の3分の1を上限とする。）	市町村及び森林組合等	森林組合等
		イ 木材加工流通施設等整備附帯事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村及び森林組合等	森林組合等
	林業・木材産業循環成長対策交付金事業 林業・木材産業生産基盤強化対策事業 ③林業・木材産業生産基盤の強化・木造公共建築物等の整備	ア 木造公共施設整備事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いものを除き補助対象経費の15%以内、木質内装については補助対象経費の3.75%以内（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203条）第1条各号に掲げる施設を整備する者	一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条各号に掲げる施設を整備する者
		イ 木造公共施設整備附帯事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条各号に掲げる施設を整備する者	一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条各号に掲げる施設を整備する者

1. 林業・木材産業構造改革事業	農山漁村振興交付金事業 (1)生産基盤及び施設の整備	ア 基盤整備 (林道・作業道)	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等	森林組合等	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
		イ 生産機械施設 林業機械施設 特用林産物生産施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 林業機械施設については10分の4.5以内の額 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等	森林組合等			
		ウ 処理加工・集出荷 貯蔵施設 農林水産物処理加工施設 農林水産物集出荷貯蔵施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等	森林組合等及び木材関係業者等の組織する団体			
		エ 新規就業者技術 習得管理施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等	森林組合等	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	
		オ ア～エの附帯施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、イの林業機械施設については10分の4.5以内の額 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等	ア～エの事業主体			
	農山漁村振興交付金事業 (2)生活環境施設の整備	ア 簡易給排水施設等 簡易給水施設 飲雑用水・防災安全施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等	森林組合等	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
		イ 農山漁村定住促進施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等				
		ウ ア～イの附帯施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等	ア～イの事業主体			

1. 林業・木材産業構造改革事業	農山漁村振興交付金事業 (3) 地域間交流拠点の整備	ア 地域資源活用総合交流促進施設							
			都市農山漁村総合交流促進施設 廃校・廃屋等改修交流施設 木材利活用促進施設 地域資源活用交流促進施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村等	森林組合等		
			地域連携販売力強化施設	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村等	森林組合等及び木材関係業者等の組織する団体		
		イ 農林漁業・農山漁村体験施設		補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村等	森林組合等		
		ウ 自然環境等活用交流学習施設 自然環境保全・活用交流施設 宿泊体験活動受入拠点習得施設 教養文化・知識習得施設		補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村等	森林組合等		
		エ ア～ウの附帯施設		補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村等	ア～ウの事業主体		
	農山漁村振興交付金事業 (4) その他省令で定める事業	ア 地域資源活用起業支援施設		補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村等	森林組合等	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式
		イ 地域資源循環活用施設 リサイクル施設 自然・資源活用施設		補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村等	森林組合等及び木材関係業者等の組織する団体		

所管農林事務
所長

		ウ 地域住民活動支援 促進施設 高齢者・女性等地域 住民活動・生活支援 促進機械施設	補助対象事業に要 する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の 10分の10以内の額。ただし、当該間接補 助事業に要する経費の2分の1を上限とする 。)	市町村等	森林組合等			
		エ 農地等補完保全 整備 産地振興追加 補完整備 小規模農林地等 保全整備	補助対象事業に要 する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の 10分の10以内の額。ただし、当該間接補 助事業に要する経費の2分の1を上限とする 。)	市町村等	森林組合等			
		オ 景観・生態系保全 整備	補助対象事業に要 する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の 10分の10以内の額。ただし、当該間接補 助事業に要する経費の2分の1を上限とする 。)	市町村等	森林組合等			
		カ ア～オの附帯施設	補助対象事業に要 する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の 10分の10以内の額。ただし、当該間接補 助事業に要する経費の2分の1を上限とする 。)	市町村等	ア～オの事業主体			
	農山漁村振興 交付金事業 (5) 上記(1)～(4) の事業と一体 となって実施 する事業事務		補助対象事業に要 する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし(1)イの林業機械施設については1 0分の4、5以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の 10分の10以内の額。ただし、当該間接補 助事業に要する経費の2分の1を上限とする 。)	市町村等	森林組合等			
2. 木質バ イオマス加 工流通施設 等整備事業	林業・木材産 業循環成長対 策交付金事業 林業・木材産 業生産基盤強 化対策事業	ア 森林バイオマス等 活用施設整備事業	補助対象事業に要 する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の 10分の10以内の額。ただし、当該間接補 助事業に要する経費の2分の1を上限とする 。)	市町村及び森林組合等	森林組合等	添付書類は、別記 第2号様式及び岐 阜県林業構造改善 事業費補助金事務 取扱要領に定める 様式	添付書類は、別 記第7号様式及 び別記第9号様 式並びに岐阜県 林業構造改善事 業費補助金事務 取扱要領に定め る様式	所管農林事務所 長
	①林業・木材 産業生産基盤 の強化・木材 加工流通施設 等の整備	イ 森林バイオマス等 活用施設整備事業(機 械及びその附帯施設)	補助対象事業に要 する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の 10分の10以内の額。ただし、当該間接補 助事業に要する経費の2分の1を上限とする 。)	市町村及び森林組合等	森林組合等			
	林業・木材産 業循環成長対 策交付金事業 林業・木材産 業生産基盤強 化対策事業	ア 未利用間伐材等活 用機材整備事業	補助対象事業に要 する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の 10分の10以内の額。ただし、当該間接補 助事業に要する経費の2分の1を上限とする 。)	市町村及び森林組合等	森林組合等			

	②林業・木材産業生産基盤の強化・木質バイオマス利用促進施設の整備	イ 木質バイオマス供給施設整備事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の3分の1以内の額 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合にあっては、補助対象経費の2分の1以内の額。 ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下この表において「発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下この表において「供給施設」という。）の交付率は以下のとおりとする。 （1）発電施設が地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は、2分の1以内の額 （2）発電施設が地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合は、15%以内の額 （3）上記以外の場合は、3分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の3分の1を上限とする。 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合にあっては、補助対象経費の2分の1以内の額。 ただし、供給施設の交付率は以下のとおりとする。 （1）発電施設が地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は、2分の1以内の額 （2）発電施設が地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合は、15%以内の額 （3）上記以外の場合は、3分の1以内の額	市町村及び森林組合等	森林組合等			
	林業・木材産業循環成長対策交付金事業 林業・木材産業生産基盤強化対策事業 ②林業・木材産業生産基盤の強化・木質	ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の3分の1以内の額 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合にあっては、交付率は2分の1以内の額とする。 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助対象経費の3分の1以内の額 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合にあっては、交付率は2分の1以内の額とする。	市町村及び森林組合等	森林組合等	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長

	バイオマス利用促進施設の整備	エ 木質バイオマス利用促進施設整備附帯事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)	市町村及び森林組合等	森林組合等			
3. 附帯事務費			1に掲げる事業の指導、監督及び協議会の運営等を行うのに要する経費	補助対象経費の10分の5以内の額	市町村	—	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長

18 森林組合連合会振興対策費補助金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
教育指導事業	森林組合の事業活動を促進するため、経営に関する教育指導を行う場合等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	県森連	添付書類は、別記第2号様式及びその他知事が必要と認める書類	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びにその他知事が必要と認める書類	

19 森林組合広域合併等促進対策事業費補助金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1. 広域森林組合体制整備支援対策事業	広域森林組合が、財務基盤の強化のために行う出資を関係市町村が引き受ける場合の出資(増資)に要する経費(合併後1年間に限る。)	当該市町村が出資する額の2分の1以内の額(10,000千円を上限とする。)	市町村	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県森林組合広域合併等促進対策事業実施要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県森林組合広域合併等促進対策事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
2. 森林組合広域合併準備助成事業	合併推進協議会における合併予備契約の締結後から合併登記完了までの一連の調整及び事務処理に必要な経費	補助対象経費の2分の1以内の額(20万円×参加組合数を上限とする。)	合併推進協議会			所管農林事務所長
3. 森林組合経営体制支援事業	経営体制の強化のため、企業経営セミナー・経営実務研修等による役員等の経営能力の向上に要する経費、又は事業実行体制の強化のため、職員等の人材育成及び事業・会計監理等資質の向上に必要な実務研修・資格取得支援等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	県森連、意欲と能力のある林業経営者の登録を受けた森林組合			所管農林事務所長 (県森連が行う事業を除く。)

20 入会資源総合活用促進対策事業費補助金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1. 入会資源総合活用促進対策事業	整備手続説明会等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	市町村	添付書類は、別記第2号様式及びその他知事が必要と認める書類	添付書類は、別記第7様式及び別記第9様式並びにその他知事が必要と認める書類	所管農林事務所長
2. 入会資源調査測量事業	入会林野等の調査測量に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	市町村			所管農林事務所長

21 林業労働力対策費補助金

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	間接補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関
1. 林業労働安全衛生総合対策事業	労働安全衛生管理体制整備事業	安全衛生指導員の養成、安全巡回指導の実施等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	林災協		添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業労働力対策実施要領に定める様式	添付書類は、別記第9号様式及び岐阜県林業労働力対策実施要領に定める様式	
2. 林業就業促進総合対策事業	(1) 森のしごと普及啓発事業	林業の仕事に関心を持ってもらうため、岐阜県林業労働力確保支援センター（公益社団法人岐阜県森林公社）が実施する普及啓発等事業の実施に要する経費	補助対象経費の10分の10以内の額	（公社）岐阜県森林公社				
	(2) 林業担い手育成事業	林業の新規就業者等を対象に即戦力となる人材育成の研修を行うために要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	（一社）岐阜県森林施業協会	林業事業体			
	(3) ぎふ林業新規担い手支援事業	林業担い手の確保と育成を推進するため岐阜県林業労働力確保支援センター（公益社団法人岐阜県森林公社）が実施する新規就業者の確保強化と育成からキャリアアップまでの一貫した支援対策に要する運営費	補助対象経費の10分の10以内の額	（公社）岐阜県森林公社				
	(4) 新規就業者等定着支援事業	林業における新規就業者の確保・定着を図るため、働きやすい環境を整えるための労働環境の改善及び新規事業体に対する経営基盤の強化に要する経費	補助対象経費の10分の10以内の額	（公社）岐阜県森林公社	林業事業体			
	(5) 岐阜県林業就業移住支援事業	移住支援金の支給に係る事業に要する経費	補助対象経費の4分の3以内の額	市町村	岐阜県へ移住して林業に就業した者であって知事が別に定める要件を満たすもの	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業就業移住支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、別記第9号様式及び岐阜県林業就業移住支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

	(6) 林業架線人材育成・普及事業	林業架線技術の研修に係る事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	林業事業体		添付書類は、林業架線人材育成・普及事業実施要領に定める様式	添付書類は、林業架線人材育成・普及事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
--	-------------------	----------------------	-----------------	-------	--	-------------------------------	-------------------------------	----------

2.2 木材生産モデル団地支援事業

補助対象事業			補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
林業機械導入促進事業	林業・木材産業循環成長対策交付金 (1) 林業・木材産業生産基盤強化対策 ①林業・木材産業の生産基盤強化・高性能林業機械等の整備	ア 林業構造改善事業費	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の3分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の3分の1を上限とする。） 林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては補助対象経費の4分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の4分の1を上限とする。）、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoTハーベスタ及び林業用資材運搬ドローンにあっては、補助対象経費の10分の4以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の10分の4を上限とする。） 次の全ての条件を満たす者及び新たに造林事業を開始する者は、補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。） ①林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 ②年間5,000m ³ 以上の素材生産実績があり、目標年度までに9,000m ³ 以上の素材生産量を達成できること。 ③目標年度までに県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること。	市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条の林業労働力確保支援センター（以下「林業労働力確保支援センター」という。）、県森連、知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長（県森連を除く。）

林業機械導入促進事業	林業・木材産業循環成長対策交付金 (1) 林業・木材産業生産基盤強化対策 ②林業経営体の育成・林業経営体育成対策（林業機械リース事業）	ア 林業構造改善事業費	次に掲げる算式により計算し、いずれか小さい方の額 ア（リース物件価格）×（リース期間／法定耐用年数） イ（リース物件価格－残存価格） ※「リース物件価格」及び「残存価格」は消費税額を除く額とし、「リース期間」は借受者（事業実施主体）がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除して得た数値（小数点以下第3位の数字を四捨五入した数値）とする。	1 林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては補助対象経費の4分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の4分の1を上限とする。） 2 スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル、タワーヤーダ、架線式グラブプルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoTハーベスタ及び林業用資材運搬ドローンにあっては、補助対象経費の10分の4以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の10分の4を上限とする。） 3 1及び2以外の林業機械にあっては、補助対象経費の3分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の3分の1を上限とする。） 4 次の全ての条件を満たす者及び新たに造林事業を開始する者は、補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。） ①林野庁長官が別に定める要領に基づき、施策集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 ②年間5,000㎡以上の素材生産実績があり、機械導入の翌年度から起算して5年目までに9,000㎡以上の素材生産量を達成できること。 ③目標年度までに県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること。	市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者及び再貸付けを実施するもの（林業労働力確保支援センター、県森連及び特認団体に限る。）	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長（県森連を除く。）
	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業 (1) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策 ①高性能林業機械等の整備	ア 生産性向上高性能林業機械導入補助金	補助対象事業に要する経費	素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000㎡当たり2,000千円（林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては機械購入価格の4分の1、その他の機械にあっては2分の1を上限とする。） ただし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合にあっては、素材生産量1,000㎡当たり2,400千円（機械購入価格の2分の1を上限とする。） なお、1事業費（機械1台）5,000千円以上のものを対象とする。	市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの（林業労働力確保支援センター、県森連及び特認団体に限る。）			
	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業 (2) 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 ①高性能林業機械等の整備	イ 高性能林業機械導入（花粉削減）事業	補助対象事業に要する経費	素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000㎡当たり2,000千円（機械購入価格の2分の1を上限とする。） ただし、原木を製品の原材料として利用する事業者又は当該者と連携して素材生産に取り組む者で、素材生産量の現状値が10,000㎡以上ある場合は、素材生産量1,000㎡当たり3,000千円（機械購入価格の2分の1を上限とする。） なお、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合にあっては、素材生産量1,000㎡当たり2,400千円（機械購入価格の2分の1を上限とする。）				

	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 (1)生産基盤及び施設の整備	ア 生産機械施設（林業機械施設）	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の10分の4、5以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村等（森林組合等）			
森林の集約化モデル地域実証事業			森林の集約化モデルの実証に向けた取組に要する次の経費 1 集約化推進事業に係る経費 2 集約化条件整備事業に係る経費	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、備品費及び資機材購入費は補助対象経費の2分の1を上限とする。	地域協議会	添付書類は、岐阜県森林の集約化モデル地域実証事業実施要領に定める様式	添付書類は、岐阜県森林の集約化モデル地域実証事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

2.3 木材産業活性化支援補助金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1 木材産業活性化対策事業	法令・基準に基づく規制等に対応していくための支援活動に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	県木連	添付書類は、木材産業活性化支援事業補助金実施要領に定める様式	添付書類は、木材産業活性化支援事業補助金実施要領に定める様式	
2 木材情報ネットワーク事業	機関誌又はFAXを活用した情報提供等に要する経費	補助対象経費の3分の1以内の額	県木連			
3 県産材製品品質対策事業	各種認証取得等県産材の品質向上のための取組に対する支援活動等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	県木連			
4 県産材販売等促進事業	県産材販売促進のための戦略づくりに要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	県木連			

2.4 木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業費補助金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業費補助金	県産材利用拡大のための展示会、講演会等の開催、普及啓発の活動・資料作成購入及び配布等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	県木連その他知事が認める団体	添付書類は、木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業実施要領に定める様式	

2.5 ぎふの木で家づくり推進事業費補助金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 者	間接補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
1. 産直住宅普及活動支援事業	(1)建設支援タイプ 産直団体等が建設した産直住宅のうち、築後点検を実施するものについて、産直団体又は市町村が、県内産の木質部分（大黒柱、調湿用木炭、間伐材量、難燃材料等）の贈呈や住宅完成保証制度の加入等を行う経費 (2)活動支援タイプ 産直住宅の需要拡大活動のうち、産直住宅を巡るツアー、消費者セミナー、モデル住宅を活用した普及啓発活動、地域材利用者の研究活動等を行う経費	(1)建設支援タイプ 補助対象経費の3分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の3分の3以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の3分の1を上限とする。） (2)活動支援タイプ 補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の2分の2以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村及び知事が別に定める団体	知事が別に定める団体	添付書類は、ぎふの木で家づくり推進事業実施要領に定める様式	添付書類は、ぎふの木で家づくり推進事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長（岐阜県産直住宅協会が行う事業を除く。）
2. 匠の国・岐阜県伝統建築セミナー開催助成事業	大工作業を体験するセミナーの開催に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村及び知事が別に定める団体	知事が別に定める団体	添付書類は、ぎふの木で家づくり推進事業実施要領に定める様式	添付書類は、ぎふの木で家づくり推進事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
3. ぎふの木で家づくり支援事業	県産材を構造材、内装材に一定量以上使用し、住宅を新築し、又は改修した建築主に対する県産材使用に係る経費	（県内新築タイプ） 構造材条件を満たした場合、木材使用量に応じて下記補助単価により積算した合計額で、150千円以上300千円以内の額 内装材に「ぎふ性能表示材」または「ぎふ証明材かつJAS製品」を使用した場合にあっては1㎡当たり0.4千円（上限20千円）を加算 ・部材別補助単価 構造材20千円/㎡3、内装材2千円/㎡ （県外新築タイプ） 構造材条件を満たした場合、木材使用量に応じて下記補助単価により積算した合計額で、150千円以上200千円以内の額 ・部材別補助単価 構造材20千円/㎡3、内装材2千円/㎡ （県内改修タイプ） 内装材に「ぎふ証明材」を使用した場合にあっては1㎡当たり2千円（上限140千円、下限40千円） 内装材に「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」を使用した場合にあっては、1㎡当たり0.4千円（上限20千円）を加算 申請住宅が当該補助金とは別に国補助金等の交付を受ける場合、上記補助金額に100分の55を乗じて得た額を補助金額とする。	木造住宅を新築した建築主及び既存住宅を改修した建築主		ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領に定める様式		所管農林事務所長 （県外新築タイプを除く。）
4. 住宅用県産材高騰対策緊急支援事業	県内外で県産材を柱材、土台、横架材、羽柄材、構造用合板、内装材に一定量以上使用し住宅を新築した工務店等に対する県産材使用に係る経費	木材使用量に応じて下記補助単価により積算した合計額で、400千円以上1,000千円以内の額。なお、対象となる木材は「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」とし、構造材以外の部材については「ぎふ証明材」を対象に加える。 ・部材別補助単価 柱材45千円/㎡3、土台40千円/㎡3、横架材20千円/㎡3、羽柄材30千円/㎡3、構造用合板28千円/㎡3、内装材0.5千円/㎡ ²	県内工務店等		住宅用県産材高騰対策緊急支援事業費補助金実施要領に定める様式	住宅用県産材高騰対策緊急支援事業費補助金実施要領に定める様式	所管農林事務所長

2 6 ぎふの木の家海外建設促進事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 者	交付申請書	実績報告	書類の経由 (提出) 機関
ぎふの木の家海外建設促進事業	海外において、県産材を構造材の8割以上を使用する住宅等を建築した事業者に対する設計等技術料に係る経費	一棟当たり 200 千円	住宅等を設計し、又は建築する県内工務店等	ぎふの木の家海外建設促進事業費補助金実施要領に定める様式	ぎふの木の家海外建設促進事業費補助金実施要領に定める様式	

2 7 防災対策木材備蓄事業費交付金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 者	交付申請書	実績報告	書類の経由 (提出) 機関
防災対策木材備蓄事業	災害時に道路等の応急対策として必要な木材の備蓄体制を確保するため、知事と県森連代表理事会長が締結する協定に基づき、県森連が行う備蓄木材の管理・保管等に要する経費	知事が別に定める額	県森連			

2 8 ぎふ県産材利用促進施設等整備事業費補助金

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補助金の額	補 助 事 業 者	間接補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
木造化支援	福祉・商業・観光・医療施設等の木造化支援	ぎふ証明材等や J A S 製品等を使用し、施設の整備を木造化で実施する場合の割増経費	1 木造部分の床面積 1 m ² あたり 17 千円以内の額 ただし、1 事業地あたり 30,000 千円を上限とする。 2 協定締結者が補助事業者であり、かつ木造部分の床面積が 500 m ² 以上の場合（福祉施設を整備する場合を除く。）は、1 の補助額に 10% の金額を加算する。 ただし、1 事業地あたり 50,000 千円を上限とする。 3 協定締結者が補助事業者であり、かつ木造部分の床面積が 1,000 m ² 以上の場合（福祉施設を整備する場合を除く。）は、1 の補助額に 15% の金額を加算する。 ただし、1 事業地あたり 50,000 千円を上限とする。	市町村（一部事務組合を含む。）、森林組合、農業協同組合、地縁団体、学校法人、社会福祉法人、医療法人、事業協同組合、公益財団法人、NPO 法人、第 3 セクター、民間事業者その他特に知事が認める団体	森林組合、農業協同組合、地縁団体、学校法人、社会福祉法人、医療法人、事業協同組合、公益財団法人、NPO 法人、第 3 セクター、民間事業者その他特に知事が認める団体	ぎふ県産材利用促進施設等整備事業実施要領に定める書類	ぎふ県産材利用促進施設等整備事業実施要領に定める書類	所管農林事務所長（県外・複数の農林事務所の所管にわたるものを除く。）
	新技術・新製品を活用した施設の木造化支援	ぎふ証明材等を利用した新たな部材や新技術を活用したモデル性が高い施設を整備する経費	1 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額 ただし、1 事業地あたり 30,000 千円を上限とする。 （間接補助事業については、10 分の 10 以内の額。ただし、当該補助事業に要する経費の 2 分の 1 を上限とする。） 2 協定締結者が補助事業者であり、かつ木造部分の床面積が 500 m ² 以上の場合、1 事業地あたり 50,000 千円を上限とする。					

	小規模施設の木造化支援	ぎふ証明材等を活用し、運動場、広場及び公園等の県民ふれあいの場、ならびに国・県道の沿線等に、県民等に対するPR効果の高い施設を整備する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業地あたり原則3,000千円を上限とする。 (間接補助事業については、10分の10以内の額。ただし、当該補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。)						
	内装木質化支援	ぎふ証明材等を用いて、多くの県民の利用が見込まれる県内の施設の整備を内装木質化で実施する場合の割増経費 (補助事業者が協定締結者である場合は、事務室等において内装木質化を実施する場合についても、補助対象とする。)	施工面積1㎡当たり5千円以内の額(準不燃材以上使用の場合は、10千円以内の額) ただし、1事業地あたり30,000千円を上限とする。						
	備品導入支援	訪問者が利用する屋内スペースに設置する、ぎふ証明材等を使用した机・テーブル、椅子、ベンチ、机・テーブル、椅子、ベンチ、ソファ、ベッド及び収納・陳列棚を導入する経費(補助事業者が協定締結者である場合は、事業活動に必要な製品について、ぎふ証明材等以外の材料で製作された製品からぎふ証明材等を使用し製作された製品に置き換える経費も含む。)	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業地あたり5,000千円を上限とする。 補助事業者が協定締結者である場合、1事業者あたり10,000千円を上限とする。						

2.9 特用林産振興対策事業費補助金

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 者	間接補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関
1. きのこ生産資材調達支援事業	種菌購入	県産材のしいたけ原木の8割へ植菌する種菌の購入に係る経費	しいたけ原木1本当たり50円	複数生産者によるしいたけ生産者団体		添付書類は、きのこ生産資材調達支援事業実施要領(種菌購入)に定める様式	添付書類は、きのこ生産資材調達支援事業実施要領(種菌購入)に定める様式	所管農林事務所長
	原木生産	県内産しいたけ原木の伐採、作業道開設、運搬に係る経費	定額単価の2分の1以内	林業経営体、森林所有者、原木しいたけ生産者		添付書類は、きのこ生産資材調達支援事業実施要領(原木生産)に定める様式	添付書類は、きのこ生産資材調達支援事業実施要領(原木生産)に定める様式	所管農林事務所長

2. 特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業	国内競争力強化支援事業	県産特用林産物の生産販売を促進するための消費者ニーズ調査や県産特用林産物を使用した新商品の開発、大都市圏PRイベントへの出展等の国内の販路拡大を目的とした事業に係る経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業当たり1,000千円を上限とする。	県産特用林産物を生産し、流通し、又は加工する者、特用林産生産者で構成された団体、市町村及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認めるもの。		添付書類は、県産材競争力強化・販路拡大支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、県産材競争力強化・販路拡大支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
	海外販路拡大支援事業	県産特用林産物の海外での商談会への出展や高付加価値商品の海外出展、PR資料作成、バイヤーの招へい等の海外の販路拡大を目的とした事業に係る経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業当たり1,000千円を上限とする。			添付書類は、新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領に定める様式	添付書類は、新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
3. 新規きのこ生産者就業定着給付金事業		就業間もない原木きのこ生産者に対し、経営安定化と就業定着を図るための給付金を支給するのに要する経費	補助対象経費の10分の1以内の額 ただし、1人当たり500千円を上限とする。					
4. きのこ生産資材導入支援事業		生産資材の国産化及びコスト低減に取組むきのこ生産者が、次期生産に必要な生産資材等の導入に要する経費	知事が定める額	自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者であって、きのこ販売収入が事業収入の過半を占める者又は上記実施者を取りまとめる者		添付書類はきのこ生産資材導入支援事業実施要領に定める様式	添付書類はきのこ生産資材導入支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
5. 薪の広場支援事業		薪の生産に必要な施設整備に係る経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業当たり1,000千円を上限とする。	岐阜県内に事業所を有し、薪を生産する個人又は法人その他団体		添付書類は、薪の広場支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、薪の広場支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

30 災害復旧事業（林業用災害復旧事業費補助金を含む。）

補助対象事業			補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由（提出）機関
1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下この表において「暫定措置法」という。）第3条第2項に規定する災害復旧事業	(1) 林地荒廃防止施設		本工事費等	補助対象経費の10分の6.5以内の額	市町村、森林組合 その他知事の認める団体（以下この表において「市町村等」という。）	岐阜県林業用施設災害復旧事業事務取扱要領に定める様式	岐阜県林業用施設災害復旧事業事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
	(2) 林道	ア 奥地幹線林道	工事費（工事雑費を除く。）	補助対象経費の10分の6.5以内の額				
		イ その他の林道		補助対象経費の10分の5以内の額				

	(3) 林業用施設	共同利用施設災害復旧事業	工事費 (工事雑費を除く。)	補助対象経費の 10分の2以内の額		※林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付47林野政第640号農林事務次官依命通達)に定める様式に準ずる)。変更・中止・廃止の場合も同様とする。	
2 暫定措置法第3条第3項に規定する災害復旧事業	(1) 奥地幹線林道	ア 暫定措置法第3条第3項第3号イの当該部分	工事費 (工事雑費を除く。)	補助対象経費の 10分の9以内の額	市町村等	岐阜県林業用施設災害復旧事業事務取扱要領に定める様式	岐阜県林業用施設災害復旧事業事務取扱要領に定める様式
		イ アのうち政令で定める額に相当する部分		補助対象経費の 10分の10以内の額			
	(2) その他の林道	ア 暫定措置法第3条第3項第3号ロの当該部分	工事費 (工事雑費を除く。)	補助対象経費の 10分の7.5以内の額			
		イ アのうち政令で定める額に相当する部分		補助対象経費の 10分の8.5以内の額			
3 激甚 ^{じん} 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下この表において「激特法」という。)に基づく災害復旧事業	(1) 林道	ア 激甚 ^{じん} 災害に対処するための特別の財政援助に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下この表において「激特令」という。)第16条第2号イに定める区分		補助対象経費の 10分の7以内の額	市町村等	岐阜県林業用施設災害復旧事業事務取扱要領に定める様式	岐阜県林業用施設災害復旧事業事務取扱要領に定める様式
		イ 激特令第16条第2号ロに定める区分		補助対象経費の 10分の8以内の額			
		ウ 激特令第16条第2号ハに定める区分		補助対象経費の 10分の9以内の額			
	(2) 激特令第23条の2第2項の規定により農林水産大臣が告示をした市町村の区域において被害木等の整理、跡地造林及び倒木起こしに要する経費			補助対象経費の 3分の2以内の額			

補 助 対 象 事 業				補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績 報告書	書 類 の 経 由 (提 出) 機 関
3 激特法に基づく災害復旧事業	(3) 林業用施設 (共同利用施設災害復旧事業)	ア 激特令第19条第1項第4号に掲げる区域	(7) 激特法第6条の規定により読み替えて適用する暫定措置法第3条第2項第5号の事業費のうち(イ)以外の部分	工事費 (工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の4以内の額	市町村等	※交付申請書及び実績報告書並びにこれらの添付書類は、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付47林野政第640号農林 事務次官依命通達)に定める様式に準ずる。変更・中止・廃止の場合も同様とする。		所管農林事務所長
			(イ) 激特法第6条の規定により読み替えて適用する暫定措置法第3条第2項第5号の事業費のうち政令で定める額に相当する部分	工事費 (工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の9以内の額	市町村等			
		イ ア以外の地域	(7) 激特法第6条の規定により読み替えて適用する暫定措置法第3条第2項第5号の事業費のうち(イ)以外の部分	工事費 (工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の3以内の額	市町村等			
			(イ) 激特法第6条の規定により読み替えて適用する暫定措置法第3条第2項第5号の事業費のうち政令で定める額に相当する部分	工事費 (工事雑費を除く。)	補助対象経費の10分の5以内の額	市町村等			
4 災害復旧査定設計事業	暫定措置法の対象となる施設(林道及び林業用施設に限る。)に係る災害復旧事業補助計画概要書を作成するために必要な調査、測量、試験又は設計に関する委託費又は請負費			補助対象経費の10分の5以内の額	市町村等	別記第15号様式及び別記第16号様式 ※ただし、林業用施設に係る交付申請書及び実績報告書並びにこれらの添付書類は、林業関係事業補助金等交付要綱に定める様式に準ずる。変更・中止・廃止の場合も同様とする。			
5 災害関連山村環境施設復旧事業	暫定措置法に基づく林道施設の災害復旧事業に関連して、同一の災害により被害を受けた山村環境施設の復旧に要する経費			補助対象経費の2分の1以内の額	市町村等	添付書類は、林業関係事業補助金等交付要綱に定める様式に準ずる。変更・中止・廃止の場合も同様とする。			

3 1 岐阜県地域森林監理士活用事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 者	交付申請書	実績報告	書類の経由 (提出) 機関
岐阜県地域森林監理士活用事業	1) 市町村が林務行政の支援を受けるため、岐阜県地域森林監理士を活用するための経費 2) 林業事業体等が経営体質の強化等を図るため、岐阜県地域森林監理士を活用するための経費	1) 補助対象経費の100分の23以内の額 2) 補助対象経費の100分の50以内の額	市町村、林業事業体、林業関係団体その他知事が認める者	添付書類は、岐阜県地域森林監理士活用事業実施要領に定める様式	添付書類は、岐阜県地域森林監理士活用事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

3.2 ヒノキ製品需要拡大施設等整備事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	間接補助事業者	交付申請書	実績報告	書類の經由 (提出) 機関
ヒノキ製品需要拡大施設等整備事業	県産ヒノキを活用した、展示効果の高い製品の導入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を限度とする。）	市町村、森林組合、農業協同組合、地縁団体、学校法人、社会福祉法人、医療法人、事業協同組合、公益財団法人、NPO法人、第三セクターその他特に知事が認める団体（範囲が市町村の枠を超えた広域のものに限る。）	森林組合、農業協同組合、地縁団体、学校法人、社会福祉法人、医療法人、事業協同組合、公益財団法人、NPO法人、第三セクターその他特に知事が認める団体（範囲が市町村の枠を超えた広域のものに限る。）	ヒノキ製品需要拡大等施設整備事業実施要領に定める書類	ヒノキ製品需要拡大等施設整備事業実施要領に定める書類	所管農林事務所長（複数の農林事務所の所管にわたるものを除く。）

3.3 林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関
林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金	ICT技術などの新技術導入経費	補助対象経費の2分の1以内の額（2,000千円を上限とする。）	意欲と能力のある林業経営者、育成経営体及び林業事業体（労働災害対策に係る備品・資機材導入経費及びレンタル経費、並びにシステム利用経費及び外部委託経費に限る。）	添付書類は、林業事業体ICT技術等導入支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、林業事業体ICT技術等導入支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

3.4 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者	交付申請書	実績報告	書類の經由 (提出) 機関
森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	市町村が森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動に取り組む活動組織に対して行う推進・指導等に要する経費	定額	市町村	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金市町村推進事業実施要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金市町村推進事業実施要領に定める様式	

35 森林づくり活動基盤整備事業費補助金

補 助 対 象 事 業			補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告	書類の経由 (提出) 機関
森林づくり活動基盤整備事業	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 (1) 森林の多様な利用・緑化の推進 ① 森林づくり活動基盤の整備	ア 森林を活用した環境教育・林業教育のための実習林、観察林等のフィールド整備	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の10分の4以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の10分の4を限度とする。） 森林学習歩道については、補助対象経費の2分の1以内の額 （間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を限度とする。） 特別区が当該森林の所在する市町村との交流協定により実施する場合は、補助対象経費の3分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の10分の4を限度とする。）	市町村、当該森林が所在する市町村と交流協定を締結している特別区及び流域森林・林業活性化センター	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県森林づくり活動基盤整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに岐阜県森林づくり活動基盤整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
		イ 森林環境教育活動施設整備	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の10分の4以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の10分の4を限度とする。） 特別区が当該森林の所在する市町村との交流協定により実施する場合は、補助対象経費の3分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の10分の4を限度とする。）	市町村、当該森林が所在する市町村と交流協定を締結している特別区及び流域森林・林業活性化センター			
		ウ 共同施設整備	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の10分の4以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の10分の4を限度とする。） 特別区が当該森林の所在する市町村との交流協定により実施する場合は、補助対象経費の3分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の10分の4を限度とする。）	市町村、当該森林が所在する市町村と交流協定を締結している特別区及び流域森林・林業活性化センター			
		エ 森林づくり活動基盤整備付帯事業	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を限度とする。）	市町村、当該森林が所在する市町村と交流協定を締結している特別区及び流域森林・林業活性化センター			

3 6 緑の青年就業準備給付金事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
緑の青年就業準備給付金事業	林業への就業に向け、必要な知識の習得等を行う者に対して給付金を支給するのに要する経費	補助対象経費の10／10以内の額 ただし、給付金については、年間125万円／人を上限とする。	知事が適当と認める者	添付書類は、岐阜県緑の青年就業準備給付金事業事務取扱要領に定める様式	添付書類は、岐阜県緑の青年就業準備給付金事業事務取扱要領に定める様式	岐阜県緑の青年就業準備給付金事業事務取扱要領に定める研修機関

3 7 県産材競争力強化・販路拡大支援事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告	書類の経由 (提出) 機関
県産材競争力強化・販路拡大支援事業	国内競争力強化支援	県産材製品の国内での販路拡大に向けた取組みに係る経費	林業・木材産業関係者、住宅産業関係者、市町村及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認めるもの	添付書類は、県産材競争力強化・販路拡大支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、県産材競争力強化・販路拡大支援事業実施要領に定める様式	
	海外販路拡大支援	県産材製品の海外での販路拡大に向けた取組みに係る経費				
	新規用途導入促進	県産材を活用した新製品の開発支援、製品化に向けた試験研究等の取組みに係る経費				
	海外技術者育成支援	県産材住宅を建設する海外技術者の育成に向けた取組みに係る経費				
	県産材海外PR施設整備支援	海外における県産材PR施設の整備に係る経費				
	DX支援	デジタル化や効率的なデジタルデータの活用などDXに向けた取組				

3 8 県産材等生産体制強化施設整備事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告	書類の経由 (提出) 機関
県産材等生産体制強化施設整備事業	(1)木材のJAS規格製品又はぎふ性能表示材の生産に必要な施設整備に係る経費 (2)JAS認証(新規取得、品目・区分の追加、認証事項の変更(樹種、形状の追加に限る。))を取	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、補助対象経費欄の(1)にあつては5,000千円、(2)にあつては1,200千円、(3)にあつては3,000千円	(1)岐阜県内の木材製品加工業者のうち、JAS又はぎふ性能表示材の認定工場及び施設導入後3年以内にJAS又はぎふ性能表示材の認定工場になる者 (2)岐阜県内の木材製品加工	添付書類は、別記第2号様式及び県産材等生産体制強化施設整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、別記第9号様式及び県産材等生産体制強化施設整備事業実施要領に定まる様式	所管農林事務所長

	得するために係る経費 (3)キノコの国際水準GAP認証、ぎふ清流GAP評価又は有機JAS認証の取得及び認証取得品の生産に必要な施設整備に係る経費	を上限とする。	業者 (3)岐阜県内のキノコ生産者(個人を含む。)のうち、国際水準GAP認証、ぎふ清流GAP評価又は有機JAS認証を取得している者及び施設導入後3年以内に国際水準GAP認証、ぎふ清流GAP評価又は有機JAS認証を取得する者			
--	---	---------	--	--	--	--

39 ぎふの木需要拡大ネットワーク活動支援事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
ぎふの木需要拡大ネットワーク活動支援事業	・県産材を活用した規格住宅、住宅資材、設備、家具等の開発及び普及等に係る経費 ・県産材流通に関するデジタル化やDXに向けた活動に係る経費 ・県産材のサプライチェーン構築に関する活動に係る経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業当たり3,000千円を上限とする。	木材生産事業者、製材加工事業者、木材流通事業者、住宅建築事業者、不動産事業者その他関連事業者で構成する団体	添付書類は、ぎふの木需要拡大ネットワーク活動支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、ぎふの木需要拡大ネットワーク活動支援事業実施要領に定める様式	

40 林業事業体木材生産向上支援事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告	書類の経由 (提出) 機関
林業事業体木材生産向上支援事業	木材生産向上の取組に必要な経費	補助対象経費の2分の1以内の額	選定経営体	添付書類は、林業事業体木材生産向上支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、林業事業体木材生産向上支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

41 林業・木材事業者活動強化支援事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助金事業者	交付申請書	実績報告	書類の経由 (提出) 機関
林業・木材事業者活動強化支援事業	国内競争力強化支援	コロナ社会に対応した県産材製品の国内での販路拡大に向けた取組に係る経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業当たり1,000千円を上限とする。	林業・木材産業関係者及び住宅産業関係者	添付書類は、林業・木材事業者活動強化支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、林業・木材事業者活動強化支援事業実施要領に定める様式
	海外販路拡大支援	コロナ社会に対応した県産材製品の海外での販路拡大に向けた取組に係る経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業当たり2,000千円を上限とする。			
	DX支援	コロナ社会に対応した事業者によるDXに係る経費	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業当たり5,000千円を上限とする。			

4 2 木材産業国際競争力強化対策交付金事業

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書 類 の 経 由 (提 出) 機 関
木材加工流通施設等整備事業	(1) 木材加工流通施設等整備	木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、森林バイオマス等再利用促進施設及びストックヤードの整備に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額（間接補助事業については、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、当該間接補助事業に要する経費の2分の1を上限とする。）	市町村、森林組合、生産森林組合、県森連、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるものであって、体質強化計画に明記された事業主体	添付書類は、別記第2号様式及び岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式、及び別記第9号様式並びに岐阜県林業構造改善事業費補助金事務取扱要領に定める様式	所管農林事務所長
	(2) 附帯事業	(1)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要な調整活動、実践的知識、技術の習得活動等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額				

備考 上記に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金等交付等要綱（平成28年1月20日27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）の定めるところに準じるものとする

4 3 県産材安定供給システム構築整備事業

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書 類 の 経 由 (提 出) 機 関
県産材安定供給システム構築整備事業		県産材の安定供給システムを構築するために必要な施設の整備に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	森林組合、生産森林組合、県森連、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他知事が認める事業主体であって、県産材の安定供給に関する協定を締結するもの	添付書類は、別記第2号様式及び県産材安定供給システム構築整備事業実施要領に定める様式	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びに県産材安定供給システム構築整備事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

4 4 森林資源量調査効率化事業

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書 類 の 経 由 (提 出) 機 関
森林資源量調査効率化事業		I C T、I o Tなどの新技術を活用した森林資源量調査の外部委託に要する経費及び森林資源量調査に係るI C T機器のレンタルに要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	森林の経営管理による二酸化炭素吸収量の認証取得に取り組む企業・団体等	添付書類は、森林資源量調査効率化事業実施要領に定める様式	添付書類は、森林資源量調査効率化事業実施要領に定める様式	

4 5 森林作業道グレードアップ事業

補 助 対 象 事 業		補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書 類 の 経 由 (提 出) 機 関
森林作業道グレードアップ事業		森林作業道の高規格化に要する経費	知事の定める額	森林作業道の管理者又は管理者から委任を受けた者	添付書類は、森林作業道グレードアップ事業実施要領に定める様式	添付書類は、森林作業道グレードアップ事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

4 6 再造林加速化促進事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書 類 の 経 由 (提 出) 機 関
1 再造林加速化促進事業	再造林予定箇所の現地調査等再造林促進のための取組に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額(25万円/件を上限とする。)	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、県森連、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、民間事業者及び要間伐森林に係る施業代行者	添付書類は、再造林加速化促進事業実施要領に定める様式	添付書類は再造林加速化促進事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長
2 再造林基金支援事業	再造林基金による助成金	補助対象経費の2分の1以内の額とし、ha当たりの上限を25千円、1団体当たりの上限を2,000千円とする。	再造林基金団体			
3 再造林基金団体支援事業	再造林基金団体が行う事務に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額				

4 7 森林サービス産業緊急支援事業

補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書 類 の 経 由 (提 出) 機 関
森林サービス産業緊急支援事業	森林サービス産業に係る設備を省エネ効果の高い設備へ改修等する取組に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額(500万円/件を上限、50万円/件を下限とする。)	県内に本社又は事業所を有し、森林空間を活用して健康、観光、教育等の多様な分野の体験事業を行う法人及び団体	添付書類は、森林サービス産業緊急支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、森林サービス産業緊急支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

4 8 森林境界明確化支援事業費補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者	間接補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
森林境界明確化支援事業費補助金	森林境界明確化に要する次の経費 1 地域森林計画対象外森林の調査 2 境界不明確地の再調査	1 地域森林計画対象外森林の調査 定額 11,250円/ha以内 2 境界不明確地の再調査 間接補助事業に要する対象経費の4分の1以内の額 ただし、1及び2の合計は間接補助事業者1者当たり1,750千円を上限とする。	市町村	林業事業体等	添付書類は、森林境界明確化支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、森林境界明確化支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

4 9 森の魅力創出支援事業

補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
森の魅力創出支援事業	新たに実施する森林サービス産業に係る事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額 (250万円/件を上限とする。)	民間事業者、NPO法人、第三セクター、森林組合、地縁団体、社会福祉法人、医療法人、事業協同組合、公益財団法人等	添付書類は、森の魅力創出支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、森の魅力創出支援事業実施要領に定める様式	

5 0 フォレスト・クリーンアップ事業

補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
フォレスト・クリーンアップ事業	幼齢木保護材の撤去及び処分に要する経費	県が定める単価に事業量を乗じて得た額の2分の1以内の額	市町村	添付書類は、フォレスト・クリーンアップ事業実施要領に定める様式	添付書類は、フォレスト・クリーンアップ事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

5 1 エネルギーの森実証支援事業費補助金

補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
エネルギーの森実証支援事業	エネルギーの森実証に係る経費	定額 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱による	市町村、民間事業者等	添付書類は、別記第2号様式及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記様式第1号様式B・D	添付書類は、別記第7号様式及び別記第9号様式並びにみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記様式第7号様式B・D	

5 2 エネルギーの森整備支援事業費補助金

補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の経由 (提出) 機関
エネルギーの森整備支援事業	エネルギーの森予定地の整備に要する次の経費 1 植替え等の準備作業 2 看板設置	1 植替え等の準備作業 事業費に3,000円を乗じた額 ただし、現地破砕を伴う場合は、事業量に4,500円を乗じた額 (90万円/haを上限とする。) 2 看板設置 補助対象経費の2分の1以内の額 (5万円を上限とする。)	森林所有者、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業事業者、木質バイオマス事業者 (発電所。熱利用施設・チップ製造等)、森林整備法人その他林業関係者等の組織する団体	添付書類は、エネルギーの森整備支援事業実施要領に定める様式	添付書類は、エネルギーの森整備支援事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長 (複数の農林事務所の所管にわたるものを除く)

備考 別表第1において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 山振 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村に指定された地域をいう。
- 2 過疎 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された市町村をいう。
- 3 中核 中核林業振興地域育成事業実施要綱（51林野計第169号農林事務次官通達）に基づき指定された地域をいう。
- 4 農林一体 農林地一体開発林道整備パイロット事業実施計画樹立要綱（53講改C第271号農林水産事務次官依命通達）に基づき開設される林道をいう。
- 5 水特 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第4条第3項の規定により決定された水源地域整備計画に基づく林道整備をいう。
- 6 林業関係公社 公益社団法人岐阜県森林公社及び公益社団法人木曾三川水源造成公社をいう。
- 7 県森連 岐阜県森林組合連合会をいう。
- 8 県木連 岐阜県木材協同組合連合会をいう。
- 9 林災協 林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部をいう。
- 10 林業事業体 森林技術者を雇用して造林、保育その他の森林施業を行う者又はその組織する団体をいう。
- 11 知事の定める団体 事業ごとに知事が別に定める団体をいう。
- 12 認定事業体 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により知事が計画認定した事業体をいう。
- 13 選定経営体 林業経営体の育成について（29林政経第316号林野庁長官通知）5.により知事が選定した事業体をいう。
- 14 意欲と能力のある林業経営者 岐阜県意欲と能力のある林業経営者選定・登録・公表要領（平成31年3月28日付け森第890号林政部長通知）に基づき知事が登録した林業経営者をいう。
- 15 育成経営体 岐阜県林業経営体に関する情報の登録・公開要領（令和2年3月23日付け森第692号林政部長通知）に基づき知事が登録した林業経営体をいう。

別表第2（第5条関係）

岐阜県補助金等交付規則第6条第1号及び第2号の知事の定める「軽微な変更」以外の変更

区 分	補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
1 林道開設等事業	・ 公共事業	（1）森林環境保全整備事業 林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け林野政第640号 以下この表において「国要綱」という。）別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更	（1）森林環境保全整備事業 国要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更 （2）地方創生道整備推進交付金 次に掲げる軽微な変更以外の変更 1 事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更 2 他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更 3 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更
	・ 県単事業	林道又は施設ごとの事業費の額の30%を超える増減を行う変更	
2 森林修景事業	・ 森林修景事業		（1）補助対象事業費の20%を超える増減 （2）森林整備事業施工面積の20%を超える増減
3 林地崩壊防止事業	・ 林地崩壊防止事業	国要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更	国要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更
4 集落環境保全整備事業	1 流末処理施設整備事業 2 環境保全整備事業 3 生活環境保全林等整備事業		（1）補助対象事業費の20%を超える増減 （2）工種の変更
5 白山林道利用促進事業費補助金	1 白山林道利用促進事業費補助金 2 白山白川郷ホワイトロード利用支援事業費補助金 3 白山林道管理運営支援事業		補助対象事業費の20%を超える増減

区 分	補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
6 森林整備事業	1 森林環境保全直接支援事業 2 特定機能回復事業 4 機能回復整備事業	岐阜県森林整備事業実施要領（平成13 年 4 月 2 日森第 1 号農山村整備局長通知）に掲げる事業計画の変更	岐阜県森林整備事業実施要領に掲げる事業計画の変更
	3 森林作業道	岐阜県森林作業道実施基準（平成 2 3 年 6 月 2 日付け森第 2 8 9 号林政部長通知）に掲げる変更	岐阜県森林作業道実施基準に掲げる変更
7 原木低コスト供給対策事業	・間伐材生産 ・路網整備		補助金額の 2 0 %を超える増減
8 林業循環成長対策森林整備事業	・間伐材生産 ・低コスト再造林対策 ・路網整備		補助金額の 2 0 %を超える増減
9 自伐林家型地域森林整備事業	・自伐林家型地域森林整備事業		補助対象事業費の 2 0 %を超える増減
1 0 森林管理路緊急整備事業	・森林管理路緊急整備事業		補助対象事業費の 2 0 %を超える増減
1 1 作業道防災機能強化事業	・作業道防災機能強化事業		補助金額の 3 0 %を超える増減
1 2 種苗需給調整費補助金	1 岐阜県林業用種苗需給調整協議会運営費 2 岐阜県苗木生産経営安定化対策事業		補助対象事業費の 2 0 %を超える増減
1 3 林木育種事業	・岐阜県苗木安定供給推進事業		補助対象事業費の 3 0 %を超える増減

区 分	補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
1 4 林業関係公社造林資金 利子助成事業	1 森林公社造林資金利子助成事業 2 木曾三川水源造成公社造林資金 利子助成事業		補助対象事業費の20%を超える増減
1 5 森林整備活性化資金 制度利子助成金	・森林整備活性化資金制度利子助成 金		補助対象事業費の20%を超える増減
1 6 森林病虫害防除事業	1 松くい虫駆除促進事業 3 (1) 森林病虫害等駆除事業	国要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更	国要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更
	2 被害木駆除等促進事業 3 (2) 獣害防除事業		補助対象事業費の30%を超える増減
1 7 林業構造改善事業費 補助金	1 林業・木材産業構造改革事業 2 木質バイオマス加工流通施設等整 備事業	林業・木材産業循環成長対策交付金にあっては 、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 補助金等交付等要綱別表1の「重要な変更」欄 に掲げる変更	補助対象事業費の20%を超える増減
1 8 森林組合連合会振興 対策費補助金	・教育指導事業		補助対象事業費の20%を超える増減
1 9 森林組合広域合併等促 進対策事業費補助金	1 広域森林組合体制整備支援対策事 業 2 森林組合広域合併準備助成事業 3 森林組合経営体制支援事業		補助対象事業費の20%を超える増減
2 0 入会資源総合活用促 進対策事業費補助金	1 入会資源総合活用促進対策事業 2 入会資源調査測量事業		補助対象事業費の20%を超える増減
2 1 林業労働力対策費補 助金	1 林業労働安全衛生総合対策事業 2 林業就業促進総合対策事業		補助対象事業費の20%を超える増減

区 分	補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
2 2 木材生産モデル団地 支援事業	・ 林業機械導入促進事業	・ 林業・木材産業循環成長対策交付金にあっては、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表 1 の「重要な変更」欄に掲げる変更	補助対象事業費の 2 0 % を超える増減
		・ 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱別表の「重要な変更」欄に掲げる変更	・ 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱別表の「重要な変更」欄に掲げる変更
	・ 森林の集約化モデル地域実証事業		・ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表 1 の「重要な変更」欄に掲げる変更
2 3 木材産業活性化支援 補助金	1 木材産業活性化対策事業 2 木材情報ネットワーク事業 3 県産材製品品質対策事業 4 県産材販売等促進事業		補助対象事業費の 2 0 % を超える増減
2 4 木の国・山の国ぎふ 木づかい運動支援事業費補助 金	・ 木の国・山の国ぎふ木づかい運動支 援事業費補助金		補助対象事業費の 2 0 % を超える増減
2 5 んふの木で家づくり 推進事業費補助金	1 産直住宅普及活動支援事業 2 匠の国・岐阜県伝統建築セミナー 開催助成事業 3 んふの木で家づくり支援事業 4 住宅用県産材高騰対策緊急支援事 業		補助対象事業費の 2 0 % を超える増減
2 6 んふの木の家海外建設 促進事業	・ んふの木の家海外建設促進事業		補助対象事業費の 2 0 % を超える増減

区 分	補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
27 防災対策木材備蓄事業費交付金	・ 防災対策木材備蓄事業		補助対象事業費の20%を超える増減
28 ぎふ県産材利用促進施設等整備事業費補助金	・ 木造化支援 ・ 内装木質化支援 ・ 備品導入支援		補助対象事業費の20%を超える増減 (入札による減額であって、現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。)
29 特用林産振興対策事業費補助金	1 きのこの生産資材調達支援事業 2 特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業 3 新規きのこ生産者就業定着給付金事業 4 きのこ生産資材導入支援事業 5 薪の広場支援事業		1～3、5 補助対象事業費の20%を超える増減 4 きのこ生産資材導入支援事業補助金の30%以上の増減
30 災害復旧事業（林業用災害復旧事業費補助金を含む。）	1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下この項において「暫定措置法」という。）第3条第2項に規定する災害復旧事業 2 暫定措置法第3条第3項に規定する災害復旧事業 3 激甚災害 ^{じん} に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧事業 4 災害関連山村環境施設復旧事業	1～3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条及び農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱第4に掲げる「軽微な変更」以外の変更 4 国要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更	1～3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条及び農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱第4に掲げる「軽微な変更」以外の変更 4 国要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更
31 岐阜県地域森林監理士活用事業	・ 岐阜県地域森林監理士活用事業		補助対象事業費の20%を超える増減

区 分	補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
3 2 ヒノキ製品需要拡大施設等整備事業	・ヒノキ製品需要拡大施設等整備事業		補助対象事業費の20%を超える増減
3 3 林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金	・林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金		補助対象事業費の20%を超える増減
3 4 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	・森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業		補助対象事業費の30%を超える減額
3 5 森林づくり活動基盤整備事業費補助金	・森林づくり活動基盤整備事業		補助対象事業費の20%を超える増減
3 6 緑の青年就業準備給付金事業	・緑の青年就業準備給付金事業	国実施要領の「計画の重要な変更」に掲げる変更	国実施要領の「計画の重要な変更」に掲げる変更
3 7 県産材競争力強化・販路拡大支援事業	・県産材競争力強化・販路拡大支援事業		補助対象事業費の20%を超える増減
3 8 県産材等生産体制強化施設整備事業	・県産材等生産体制強化施設整備事業		補助対象事業費の20%を超える増減
3 9 ギフの木需要拡大ネットワーク活動支援事業	・ギフの木需要拡大ネットワーク活動支援事業		補助対象事業費の20%を超える増減
4 0 林業事業体木材生産向上支援事業	・林業事業体木材生産向上支援事業		補助対象事業費の30%を超える増減

区 分	補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
4 1 林業・木材事業者活動強化支援事業	・林業・木材事業者活動強化支援事業		補助対象事業費の20%を超える増減
4 2 木材産業国際競争力強化対策交付金事業	・木材加工流通施設等整備事業	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱別表の「重要な変更」欄に掲げる変更	補助対象事業費の20%を超える増減
4 3 県産材安定供給システム構築整備事業	・県産材安定供給システム構築整備事業		補助対象事業費の20%を超える増減
4 4 森林資源量調査効率化事業	・森林資源量調査効率化事業		補助対象事業費の20%を超える増減 (入札による減額であって、現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。)
4 5 森林作業道グレードアップ事業	・森林作業道グレードアップ事業		補助金額の30%を超える増減
4 6 再造林加速化促進事業	・再造林加速化促進事業 ・再造林基金支援事業 ・再造林基金団体支援事業		補助対象事業費の30%を超える増減
4 7 森林サービス産業緊急支援事業	・森林サービス産業緊急支援事業		補助対象事業費の20%を超える増減
4 8 森林境界明確化支援事業費補助金	・森林境界明確化支援事業費補助金		補助対象事業費の20%を超える増減
4 9 森の魅力創出支援事業	・森の魅力創出支援事業		補助対象事業費の20%を超える増減

区 分	補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
5 0 フォレスト・クリーンアップ事業	・フォレスト・クリーンアップ事業		補助対象事業費の30%を超える増減
5 1 エネルギーの森実証支援事業費補助金	・エネルギーの森実証支援事業		補助対象事業費の30%を超える増減
5 2 エネルギーの森整備支援事業費補助金	・エネルギーの森整備支援事業		補助対象事業費の30%を超える増減

別表第 3（第 7 条関係）

事業着手届（別記第 4 号様式）及び事業完了報告（別記第 4 号様式）の提出を要しない事業

- | | |
|----|------------------------------------|
| 1 | 林道開設等事業 |
| 5 | 白山林道利用促進事業費補助金 |
| 6 | 森林整備事業（事業完了後において申請するものに限る。） |
| 9 | 自伐林家型地域森林整備事業 |
| 10 | 森林管理路緊急整備事業 |
| 11 | 作業道防災機能強化事業 |
| 12 | 種苗需給調整費補助金 |
| 14 | 林業関係公社造林資金利子助成事業 |
| 15 | 森林整備活性化資金制度利子助成金 |
| 16 | 森林病虫害防除事業 |
| 18 | 森林組合連合会振興対策費補助金 |
| 19 | 森林組合広域合併等促進対策事業費補助金 |
| 20 | 入会資源総合活用促進対策事業費補助金 |
| 21 | 林業労働力対策費補助金 |
| 22 | 木材生産モデル団地支援事業（森林の集約化モデル地域実証事業に限る。） |
| 23 | 木材産業活性化支援補助金 |
| 24 | 木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業費補助金 |
| 25 | ぎふの木で家づくり推進事業費補助金 |
| 26 | ぎふの木の家海外建設促進事業 |
| 27 | 防災対策木材備蓄事業費交付金 |
| 29 | 特用林産振興対策事業費補助金 |
| 30 | 災害復旧事業（災害関連山村環境施設復旧事業を除く。） |
| 31 | 岐阜県地域森林監理士活用事業 |
| 32 | ヒノキ製品需要拡大施設等整備事業 |
| 33 | 林業事業体 I C T 技術等導入支援事業費補助金 |
| 34 | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 |
| 36 | 緑の青年就業準備給付金事業 |
| 37 | 県産材競争力強化・販路拡大支援事業 |
| 38 | 県産材等生産体制強化施設整備事業 |
| 39 | ぎふの木需要拡大ネットワーク活動支援事業 |
| 40 | 林業事業体木材生産向上支援事業 |
| 41 | 林業・木材事業者活動強化支援事業 |
| 44 | 森林資源量調査効率化事業 |
| 45 | 森林作業道グレードアップ事業 |
| 46 | 再造林加速化促進事業 |
| 48 | 森林境界明確化支援事業費補助金 |
| 49 | 森の魅力創出支援事業 |
| 50 | フォレスト・クリーンアップ事業 |
| 51 | エネルギーの森実証支援事業 |
| 52 | エネルギーの森整備支援事業 |

別表第4（第8条関係）

補助金精算書（別記第8号様式）の提出を要しない事業

- | | |
|----|------------------------------------|
| 2 | 森林修景事業 |
| 5 | 白山林道利用促進事業費補助金 |
| 6 | 森林整備事業（事業完了後において申請するものに限る。） |
| 7 | 原木低コスト供給対策事業 |
| 8 | 林業循環成長対策森林整備事業 |
| 9 | 自伐林家型地域森林整備事業 |
| 10 | 森林管理路緊急整備事業 |
| 11 | 作業道防災機能強化事業 |
| 12 | 種苗需給調整費補助金 |
| 14 | 林業関係公社造林資金利子助成事業 |
| 15 | 森林整備活性化資金制度利子助成金 |
| 16 | 森林病虫害防除事業 |
| 18 | 森林組合連合会振興対策費補助金 |
| 19 | 森林組合広域合併等促進対策事業費補助金 |
| 20 | 入会資源総合活用促進対策事業費補助金 |
| 21 | 林業労働力対策費補助金 |
| 22 | 木材生産モデル団地支援事業（森林の集約化モデル地域実証事業に限る。） |
| 23 | 木材産業活性化支援補助金 |
| 24 | 木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業費補助金 |
| 25 | ぎふの木で家づくり推進事業費補助金 |
| 26 | ぎふの木の家海外建設促進事業 |
| 27 | 防災対策木材備蓄事業費交付金 |
| 29 | 特用林産振興対策事業費補助金 |
| 31 | 岐阜県地域森林監理士活用事業 |
| 32 | ヒノキ製品需要拡大施設等整備事業 |
| 33 | 林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金 |
| 36 | 緑の青年就業準備給付金事業 |
| 37 | 県産材競争力強化・販路拡大支援事業 |
| 38 | 県産材等生産体制強化施設整備事業 |
| 39 | ぎふの木需要拡大ネットワーク活動支援事業 |
| 40 | 林業事業体木材生産向上支援事業 |
| 41 | 林業・木材事業者活動強化支援事業 |
| 44 | 森林資源量調査効率化事業 |
| 45 | 森林作業道グレードアップ事業 |
| 46 | 再造林加速化促進事業 |
| 47 | 森林サービス産業緊急支援事業 |
| 48 | 森林境界明確化支援事業費補助金 |
| 49 | 森の魅力創出支援事業 |
| 50 | フォレスト・クリーンアップ事業 |
| 51 | エネルギーの森実証支援事業 |

別表第 5（第 1 4 条関係）

農林事務所長への事務委任事項

補助金又は補助対象事業の種類	事 務 委 任 事 項
第一	
1 林道開設等事業（県単事業（林道改良事業のうち白山林道に係るものに限る。）を除く。）	(1) 規則第 4 条に規定する交付申請書の受理
2 森林修景事業	(2) 規則第 5 条に規定する交付決定
3 林地崩壊防止事業	(3) 規則第 6 条第 1 号から第 3 号までに規定する承認
4 集落環境保全整備事業	(4) 規則第 6 条第 4 号に規定する報告の受理及び指示
6 森林整備事業	(5) 規則第 7 条に規定する交付決定の通知
7 原木低コスト供給対策事業	(6) 規則第 9 条に規定する交付決定の取消し等
8 林業循環成長対策森林整備事業	(7) 規則第 1 1 条に規定する状況報告の受理
9 自伐林家型地域森林整備事業	(8) 第 7 条第 1 項に規定する事業完了届による確認
10 森林管理路緊急整備事業	(9) 規則第 1 2 条の規定による遂行命令等
11 作業道防災機能強化事業	(10) 規則第 1 3 条に規定する実績報告書の受理
13 林木育種事業	(11) 規則第 1 4 条に規定する補助金の額の確定等
16 森林病虫害防除事業	(12) 規則第 1 5 条に規定する措置命令等
21 林業労働力対策費補助金（岐阜県林業就業移住支援事業及び林業架線人材育成・普及事業に限る。）	(13) 規則第 1 6 条に規定する補助金の交付
22 木材生産モデル団地支援事業（森林の集約化モデル地域実証事業に限る。）	(14) 規則第 1 7 条に規定する交付決定の取消し
25 りふの木で家づくり推進事業費補助金（りふの木で家づくり支援事業、住宅用県産材高騰対策緊急支援事業及び岐阜県産直住宅協会の行う事業を除く。）	(15) 規則第 1 8 条に規定する返還命令
28 りふ県産材利用促進施設等整備事業費補助金（複数の農林事務所の所管にわたるものを除く。）	(16) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 1 条第 2 項に規定する状況の調査及び報告の徴収
29 特用林産振興対策事業費補助金（特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業、きのこ生産資材導入支援事業及び複数の農林事務所の所管にわたるものを除く。）	
30 災害復旧事業	
31 岐阜県地域森林監理士活用事業	
32 ヒノキ製品需要拡大施設等整備事業（複数の農林事務所の所管にわたるものを除く。）	
33 林業事業体 I C T 技術等導入支援事業費補助金	
38 県産材等生産体制強化施設整備事業	
40 林業事業体木材生産向上支援事業	

補助金又は補助対象事業の種類	事務委任事項
45 森林作業道グレードアップ事業 46 再造林加速化促進事業 47 森林サービス産業緊急支援事業 48 森林境界明確化支援事業費補助金 50 フォレスト・クリーンアップ事業 52 エネルギーの森整備支援事業	
第二	
17 林業構造改善事業費補助金（作業道、取付道等道路に係る補助金を除く。） 19 森林組合広域合併等促進対策事業費補助金（県森連が行う事業を除く。） 20 入会資源総合活用促進対策事業費補助金 22 木材生産モデル団地支援事業（林業機械導入促進事業） 29 特用林産振興対策事業費補助金（きのこ生産資材導入支援事業） 35 森林づくり活動基盤整備事業費補助金 42 木材産業国際競争力強化対策交付金事業（木材加工流通施設等整備事業に限る。） 43 県産材安定供給システム構築整備事業	(1) 規則第 11 条に規定する状況報告の受理 (2) 第 7 条第 1 項に規定する事業完了届による確認 (3) 規則第 14 条に規定する報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等 (4) 規則第 15 条に規定する措置命令等 (5) 地方自治法第 221 条第 2 項に規定する状況の調査及び報告の徴収
第三	
25 んふの木で家づくり推進事業費補助金（んふの木で家づくり支援事業（県外新築タイプを除く。）及び住宅用県産材高騰対策緊急支援事業（県外申請分を除く。）に限る。）	(1) 規則第 4 条に規定する交付申請書の受理 (2) 規則第 14 条に規定する報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等 (3) 規則第 15 条に規定する措置命令等 (4) 地方自治法第 221 条第 2 項に規定する状況の調査及び報告の徴収